

漁港漁場関係委託業務共通仕様書

平成 31 年 4 月



沖縄県農林水産部漁港漁場課

目 次

第 1 編 測量・設計・調査等共通仕様書 1-1

第 2 編 現場技術業務共通仕様書 2-1

第1編 測量・設計・調査等共通仕様書

漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書

目 次

第1編 共通編

第1章 総 則

1-1	一 般	1-1
1-2	用語の定義	1-1
1-3	業務の着手	1-4
1-4	設計図書の点検	1-4
1-5	調査職員	1-4
1-6	管理技術者	1-4
1-7	担当技術者	1-5
1-8	照査技術者及び照査	1-5
1-9	提出書類	1-5
1-10	業務の打合せ等	1-6
1-11	業務計画書	1-6
1-12	基 準 面	1-7
1-13	資料等の貸与、返還及び修復	1-7
1-14	作業時間	1-7
1-15	諸法令・諸条例の遵守	1-7
1-16	関係官公庁への手続等	1-7
1-17	地元関係者との交渉等	1-7
1-18	土地等への立ち入り	1-8
1-19	履行報告	1-8
1-20	成果物の提出	1-8
1-21	検 査	1-8
1-22	損 害	1-9
1-23	契約変更	1-10
1-24	履行期間の変更	1-10
1-25	一時中止	1-10
1-26	発注者の賠償責任	1-11
1-27	請負者の賠償責任	1-11
1-28	引渡し前における成果物の使用	1-11
1-29	再 委 託	1-12
1-30	成果物の使用	1-12

1-31	守秘義務	1-12
1-32	個人情報の取り扱い	1-13
1-33	業務管理	1-14
1-34	安全管理	1-14
1-35	環境保全	1-15
1-36	委員会等の設置	1-16
1-37	工業所有権の取扱い	1-16
1-38	電子計算機の使用	1-16
1-39	設計業務の条件	1-16
1-40	低入札価格調査制度による調査	1-17
1-41	調査等に対する協力	1-17
1-42	暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置	1-17
1-43	行政情報流出防止対策の強化	1-17
1-44	新技術情報提供システム (NETIS)	1-19

第2編 測量・調査等業務

第1章 測量業務

第1節 深淺測量

1- 1- 1	適用の範囲	1-20
1- 1- 2	測量準備	1-20
1- 1- 3	基準点測量	1-20
1- 1- 4	簡易検潮等	1-21
1- 1- 5	水深測量	1-21
1- 1- 6	成 果	1-24
1- 1- 7	照 査	1-24

第2節 汀線測量

1- 2- 1	適用の範囲	1-25
1- 2- 2	測量準備	1-25
1- 2- 3	基準点測量	1-25
1- 2- 4	水準測量	1-25
1- 2- 5	成 果	1-25
1- 2- 6	照 査	1-25

第2章 環境調査業務

第1節 流況調査

2- 1- 1	適用の範囲	1-27
---------	-------	------

2- 1- 2	調査準備	1-27
2- 1- 3	位置測量	1-27
2- 1- 4	流況観測	1-27
2- 1- 5	解 析	1-27
2- 1- 6	成 果	1-27
2- 1- 7	照 査	1-28
第2節 水質調査		
2- 2- 1	適用の範囲	1-28
2- 2- 2	調査準備	1-28
2- 2- 3	位置測量	1-28
2- 2- 4	水質調査	1-28
2- 2- 5	分 析	1-29
2- 2- 6	成 果	1-32
2- 2- 7	照 査	1-33
第3節 底質調査		
2- 3- 1	適用の範囲	1-33
2- 3- 2	調査準備	1-33
2- 3- 3	位置測量	1-33
2- 3- 4	底質調査	1-33
2- 3- 5	分 析	1-36
2- 3- 6	成 果	1-36
2- 3- 7	照 査	1-36
第4節 騒音調査		
2- 4- 1	適用の範囲	1-37
2- 4- 2	調査準備	1-37
2- 4- 3	資料収集整理	1-37
2- 4- 4	騒音調査	1-37
2- 4- 5	解析・検討	1-37
2- 4- 6	成 果	1-37
2- 4- 7	協議・報告	1-38
2- 4- 8	照 査	1-38
第5節 振動調査		
2- 5- 1	適用の範囲	1-38
2- 5- 2	調査準備	1-38
2- 5- 3	資料収集整理	1-38
2- 5- 4	振動調査	1-38

2- 5- 5	解析・検討	1-39
2- 5- 6	成 果	1-39
2- 5- 7	協議・報告	1-39
2- 5- 8	照 査	1-39

第6節 悪臭調査

2- 6- 1	適用の範囲	1-39
2- 6- 2	調査準備	1-39
2- 6- 3	資料収集整理	1-39
2- 6- 4	悪臭調査	1-39
2- 6- 5	解析・検討	1-41
2- 6- 6	成 果	1-41
2- 6- 7	協議・報告	1-41
2- 6- 8	照 査	1-41

第3章環境生物調査業務

第1節 プランクトン調査

3- 1- 1	適用の範囲	1-42
3- 1- 2	調査準備	1-42
3- 1- 3	位置測量	1-42
3- 1- 4	プランクトン調査	1-42
3- 1- 5	分析、解析・考察	1-42
3- 1- 6	成 果	1-42
3- 1- 7	照 査	1-43

第2節 卵・稚仔調査

3- 2- 1	適用の範囲	1-43
3- 2- 2	調査準備	1-43
3- 2- 3	位置測量	1-43
3- 2- 4	卵・稚仔調査	1-43
3- 2- 5	分析、解析・考察	1-44
3- 2- 6	成 果	1-44
3- 2- 7	照 査	1-44

第3節 底生生物調査

3- 3- 1	適用の範囲	1-44
3- 3- 2	調査準備	1-44
3- 3- 3	位置測量	1-44
3- 3- 4	底生生物調査	1-44

3- 3- 5	分析、解析・考察	1-44
3- 3- 6	成 果	1-45
3- 3- 7	照 査	1-45

第4節 付着生物調査

3- 4- 1	適用の範囲	1-45
3- 4- 2	調査準備	1-45
3- 4- 3	位置測量	1-45
3- 4- 4	付着生物調査	1-45
3- 4- 5	分析、解析・考察	1-45
3- 4- 6	成 果	1-45
3- 4- 7	照 査	1-46

第5節 藻場調査

3- 5- 1	適用の範囲	1-46
3- 5- 2	調査準備	1-46
3- 5- 3	位置測量	1-46
3- 5- 4	藻場調査	1-46
3- 5- 5	分析、解析・考察	1-46
3- 5- 6	成 果	1-46
3- 5- 7	照 査	1-46

第6節 魚介類調査

3- 6- 1	適用の範囲	1-46
3- 6- 2	調査準備	1-47
3- 6- 3	位置測量	1-47
3- 6- 4	魚介類調査	1-47
3- 6- 5	分析、解析・考察	1-47
3- 6- 6	成 果	1-47
3- 6- 7	照 査	1-47

第4章 気象・海象調査業務

第1節 気象調査

4- 1- 1	適用の範囲	1-48
4- 1- 2	調査準備	1-48
4- 1- 3	風向・風速観測	1-48
4- 1- 4	整 理	1-48
4- 1- 5	成 果	1-48
4- 1- 6	照 査	1-48

第2節 波浪調査

4- 2- 1	適用の範囲	1-49
4- 2- 2	調査準備	1-49
4- 2- 3	波高・波向観測	1-49
4- 2- 4	整理	1-49
4- 2- 5	成果	1-49
4- 2- 6	照査	1-49

第3節 潮位調査

4- 3- 1	適用の範囲	1-50
4- 3- 2	調査準備	1-50
4- 3- 3	潮位観測	1-50
4- 3- 4	整理	1-50
4- 3- 5	成果	1-50
4- 3- 6	照査	1-50

第5章 磁気探査業務

第1節 磁気探査

5- 1- 1	適用の範囲	1-51
5- 1- 2	探査準備	1-51
5- 1- 3	基準点測量	1-51
5- 1- 4	磁気探査	1-51
5- 1- 5	解析	1-51
5- 1- 6	成果	1-52
5- 1- 7	照査	1-52

第6章 潜水探査業務

第1節 潜水探査

6- 1- 1	適用の範囲	1-53
6- 1- 2	探査準備	1-53
6- 1- 3	設標	1-53
6- 1- 4	潜水探査	1-53
6- 1- 5	成果	1-54

第7章 水理模型実験業務

第1節 水理模型実験

7- 1- 1	適用の範囲	1-55
---------	-------	------

7- 1- 2	実験準備	1-55
7- 1- 3	実 験	1-55
7- 1- 4	整理・解析	1-55
7- 1- 5	成 果	1-55
7- 1- 6	協議・報告	1-55
7- 1- 7	照 査	1-55

第3編 土質調査業務

第1章 土質調査業務

第1節 土質調査

1- 1- 1	適用の範囲	1-57
1- 1- 2	準 備	1-57
1- 1- 3	位置測量	1-57
1- 1- 4	足 場	1-57
1- 1- 5	ボーリング	1-57
1- 1- 6	台船方式ボーリグ	1-58
1- 1- 7	原位置試験	1-58
1- 1- 8	台船方式原位置試験	1-60
1- 1- 9	乱れの少ない試料採取	1-60
1- 1-10	岩盤試料採取	1-63
1- 1-11	土質試験	1-63
1- 1-12	成 果	1-63
1- 1-13	照 査	1-64

第2節 音波探査

1- 2- 1	適用の範囲	1-64
1- 2- 2	探査準備	1-64
1- 2- 3	位置測量	1-64
1- 2- 4	音波探査	1-64
1- 2- 5	解 析	1-64
1- 2- 6	成 果	1-64
1- 2- 7	照 査	1-65

第4編 設計等業務

第1章 設計業務

第1節 基本設計

1- 1- 1	適用の範囲	1-66
---------	-------	------

1- 1- 2	設計計画及び資料収集・整理	1-66
1- 1- 3	設計条件	1-67
1- 1- 4	構造形式の選定	1-67
1- 1- 5	構造諸元の決定	1-67
1- 1- 6	図面作成	1-68
1- 1- 7	成 果	1-68
1- 1- 8	協議・報告	1-68
1- 1- 9	照 査	1-68

第2節 細部設計

1- 2- 1	適用の範囲	1-69
1- 2- 2	設計計画	1-69
1- 2- 3	設計波の算定	1-69
1- 2- 4	配筋計算	1-69
1- 2- 5	数量計算	1-69
1- 2- 6	図面作成	1-70
1- 2- 7	付帯施設	1-70
1- 2- 8	成 果	1-70
1- 2- 9	協議・報告	1-70
1- 2-10	照 査	1-70

第3節 実施設計

1- 3- 1	適用の範囲	1-70
1- 3- 2	設計計画	1-71
1- 3- 3	図面作成	1-71
1- 3- 4	数量計算	1-71
1- 3- 5	成 果	1-71
1- 3- 6	協議・報告	1-72
1- 3- 7	照 査	1-72

第1編 共通編

第1章 総則

1-1 一般

- 1) 漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、沖縄県農林水産部所管漁港漁場及び漁港海岸に係る土質調査・環境調査などの自然条件調査及び測量並びに計画・設計に関する業務（以下「調査設計業務」という。）を対象として、その調査設計業務の契約書及び設計図書の内容について統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るものである。
- 2) この共通仕様書の適用は、契約書に添付されている特記仕様書の定めによるものとし、契約書に添付されている図面、特記仕様書、現場説明書（入札説明書を含む）及び現場説明に対する質問回答書に記載された事項は、この共通仕様書に優先する。
- 3) 特記仕様書、図面、共通仕様書又は指示や協議等の間に相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合など、業務の遂行に支障を生じたり、今後相違することが想定される場合、受注者は調査職員に確認して指示を受けなければならない。

1-2 用語の定義

- 1) 「発注者」とは、沖縄県財務規則第2条第7号の規定に基づく契約担当者という。
- 2) 「契約書」とは、漁港漁場設計・測量・調査等業務契約書をいう。
- 3) 「設計図書」とは、契約書第1条第1項に規定された別冊の図面、仕様書、現場説明書、現場説明に対する質問回答書をいう。
なお、入札説明書は現場説明書の一部とみなし、設計図書に含まれるものとする。
- 4) 「図面」とは、入札に際して発注者が契約図書に添付した設計図書等をいう。
なお、契約後、設計図書に基づき調査職員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、調査職員が書面により承諾した図面を含むものとする。
- 5) 「仕様書」とは、共通仕様書及び特記仕様書を総称していう。
- 6) 「共通仕様書」とは、契約図書の内容について統一的な解釈及び運用を図るとともに調査設計業務の順序、実施方法等業務を実施するうえで必要な技術的要求を説明したもののうち、あらかじめ定型的な内容を盛り込み作成した図書をいう。
- 7) 「特記仕様書」とは、共通仕様書の他に、個々の契約に際し、当該業務の名称、業務概要、調査場所、履行期間、適用する共通仕様書、制約条件、業務の種類及び数量、技術的要求及び内容等を記載した図書をいう。

- 8) 「現場説明書」とは、現場説明時に発注者が入札参加者に対して当該業務の契約条件等を説明するための書類で、契約書に添付された書面をいう。
- 9) 「入札説明書」とは、入札公告時に発注者が入札参加資格、技術提案の内容、入札手続き等を説明するために公表した書面をいう。
- 10) 「質問回答書」とは、質問受付時に入札参加者が提出した契約条件等に関する質問に対して発注者が回答し、契約書に添付された書面をいう。
- 11) 「発注者」とは、沖縄県財務規則第2条第7号の規定に基づく契約担当者をいう。
- 12) 「受注者」とは、業務の実施に関し、発注者と業務契約を締結した個人若しくは会社、その他の法人又は法令の規定により認められたその一般継承人をいう。
- 13) 「調査職員」とは、契約図書に定められた範囲内において、受注者又は管理技術者に対する指示、承諾及び協議の職務を行う者で、契約書第9条第1項の規定に基づき発注者が定め受注者に通知した者で、主任調査員、調査員を総称していう。
- 14) 「主任調査員」とは、主に受注者又は管理技術者に対する指示、承諾及び協議のうち重要なものの処理及び業務内容の変更、一時中止の必要があると認める場合における発注者への報告等を行い、調査員の指揮監督を行う者をいう。
- 15) 「調査員」とは、主に受注者又は管理技術者に対する指示、承諾及び協議で重要なものを除くものの処理、業務の一時中止の必要があると認める場合における主任調査員への報告を行う者をいう。
- 16) 「管理技術者」とは、共通仕様書及び特記仕様書に定めた資格を有する者で契約の履行に関し、技術上の管理をつかさどる者で、契約書第10条第1項の規定に基づき受注者が定め、発注者に通知した者をいう。
- 17) 「担当技術者」とは、契約の履行に関し、管理技術者のもとで業務を担当する者であって受注者が定め、発注者に通知した者をいう。
- 18) 「照査技術者」とは、共通仕様書及び特記仕様書に定めた資格を有する者で契約の履行に関し、技術上の照査をつかさどる者で、契約書第11条第1項の規定に基づき受注者が定め、発注者に通知した者をいう。
- 19) 「同等の能力と経験を有する技術者」とは、当該業務に関する技術上の知識を有する者で、特記仕様書で規定する者又は発注者が承諾した者をいう。
- 20) 「検査職員」とは、契約書第31条第2項の規定に基づき調査設計業務の完了検査及び指定部分に係る検査の都度、発注者が選任した者をいう。
- 21) 「提出」とは、発注者若しくは調査職員が受注者若しくは管理技術者に対し、又は受注者若しくは管理技術者が発注者若しくは調査職員に対し、業務に係わる事項について、書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
- 22) 「通知」とは、発注者又は調査職員と受注者又は管理技術者の間で、調査設計業務の遂行に関する事項について、書面により互いに知らせることをいう。

う。

- 23) 「指示」とは、契約図書の定めに基づき調査職員が管理技術者に対し、調査設計業務の遂行上必要な事項について、書面をもって示し、実施させることをいう。
- 24) 「請求」とは、発注者又は受注者が契約内容の履行あるいは変更に関して相手方に書面をもって行為、あるいは同意を求めることをいう。
- 25) 「報告」とは、受注者又は管理技術者等が発注者又は調査職員に対し、業務の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。
- 26) 「申出」とは、受注者が契約内容の履行あるいは変更に関し、発注者に対して書面をもって要求又は意見を述べることをいう。
- 27) 「承諾」とは、契約図書に示された事項について、発注者又は調査職員と受注者又は管理技術者の間で、書面で同意することをいう。
- 28) 「確認」とは、契約図書に示された事項について、発注者が臨場若しくは関係資料により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。
- 29) 「立会」とは、契約図書に示された項目について、調査職員が臨場により、その内容について契約図書との適合を確認することをいう。
- 30) 「質問」とは、不明な点に関して書面をもって問うことをいう。
- 31) 「回答」とは、質問に対して書面をもって答えることをいう。
- 32) 「協議」とは、書面により契約図書の定めに基づき発注者又は調査職員と受注者又は管理技術者が契約の履行上必要な事項について対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。
- 33) 「検査」とは、受注者が履行した契約内容について、検査職員が契約図書に基づき契約の履行を確認することをいう。
- 34) 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は捺印したものを有効とする。別に様式の定めのある場合は、これによるものとする。
 - (1) 緊急を要する場合は、ファクシミリ又は電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面を提出するものとする。
 - (2) 電子納品を行う場合は、別途調査職員と協議するものとする。
- 35) 「打合せ」とは、調査設計業務を適正かつ円滑に実施するために調査職員と管理技術者が面談により、業務の方針、条件等の疑義を正すことをいう。
- 36) 「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。
- 37) 「協力者」とは、受注者が調査設計業務の遂行にあたって、再委託する者をいう。
- 38) 「協力者等」とは、協力者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずる者をいう。
- 39) 「JIS」とは、日本工業規格をいう。
- 40) 「JGS」とは、地盤工学会基準をいう。

1-3 業務の着手

受注者は、特記仕様書に定めのある場合を除き、特別の事情がない限り、契約締結後15日以内に調査設計業務に着手するものとする。この場合、着手とは、管理技術者が調査設計業務の実施のため調査職員との打合せ又は現地踏査を開始することをいう。

1-4 設計図書の点検

受注者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義のある場合、調査職員に書面により通知し、その指示を受けるものとする。

1-5 調査職員

- 1) 発注者は、調査設計業務における調査職員を定め、受注者に通知するものとする。
- 2) 調査職員は、契約図書に定められた事項の範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。
- 3) 調査職員がその権限を行使する場合は、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合又はその他の理由により調査職員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合、受注者はその指示等に従うものとする。調査職員は、その指示等を行った後、7日以内に書面により受注者にその指示等の内容を通知するものとする。
- 4) 当該業務における調査職員の権限は、契約書第9条第2項に規定した事項とする。

1-6 管理技術者

- 1) 受注者は、業務の実施に先立ち、当該業務の技術上の管理を行う管理技術者1名を定め、発注者に通知するものとする。なお、管理技術者を変更する場合も同様とするものとする。（設計共同企業体である場合を含む。）
- 2) 管理技術者は、契約図書に基づき調査設計業務に関する技術上の一切の事項を処理するものとする。
- 3) 管理技術者は、技術士（総合技術監理部門（水産土木又は業務に該当する選択科目）、水産部門（選択科目を水産土木とするものに限る。）あるいは業務に該当する部門）、水産工学技士（水産土木部門）で漁港漁場関係の実務経験を3年以上有する者、あるいはこれと同等の能力と経験を有する技術者である者とする。
- 4) 管理技術者に委任できる権限は、契約書第10条第2項に規定した事項とする。ただし、受注者が管理技術者に委任できる権限を制限する場合は、発注者に通知するものとする。
- 5) 受注者又は管理技術者は、屋外の調査設計業務では協力者等に適宜、安全対策、環境対策、衛生管理、地元関係者に対する応対等の指導及び教育を行うものとする。また、調査設計業務が適正に遂行されるように管理及び監督

するものとする。

- 6) 管理技術者は、調査職員が指示する関連のある調査設計業務の受注者と十分に協議の上、相互の協力をし、業務を実施するものとする。

1-7 担当技術者

- 1) 受注者は、業務の実施に先立ち、担当技術者を定めた場合は、調査職員に通知するものとする。なお、担当技術者が複数にわたる場合は8名までとする。ただし、受注者が設計共同企業体である場合には、構成員毎に8名までとする。
- 2) 担当技術者は、設計図書に基づき適正に業務を実施しなければならない。

1-8 照査技術者及び照査

- 1) 受注者は、発注者が設計図書において照査技術者による照査を定めた場合、当該業務における照査技術者を定め、発注者に通知するものとする。
- 2) 照査技術者は、技術士（総合技術監理部門（水産土木又は業務に該当する選択科目）、水産部門（選択科目を水産土木とするものに限る。）あるいは業務に該当する部門）、水産工学技士（水産土木部門）で漁港漁場関係の実務経験を3年以上有する者、あるいはこれと同等の能力と経験を有する技術者である者とする。
- 3) 照査技術者は、照査計画を作成して業務計画書に記載し、照査に関する事項を定めるものとする。
- 4) 照査技術者は、設計図書に定めがある場合又は調査職員の指示する業務の節目に照査技術者自身によりその成果の照査を行うものとする。
- 5) 照査技術者は、業務完了時に照査結果を照査報告書にとりまとめ、照査技術者の署名捺印のうえ管理技術者に提出するものとする。
- 6) 管理技術者は、4)に規定する照査結果の確認を行うものとする。

1-9 提出書類

- 1) 受注者は、契約図書の定めに従い、契約締結後に関係書類を発注者に遅滞なく提出するものとする。
- 2) 受注者は、提出書類を契約関係の様式集等に基づき調査職員に提出するものとする。それに定めのないものは、調査職員の指示する様式によるものとする。
- 3) 受注者は、契約金額が100万円以上の業務を受注した場合、業務実績情報サービス(TECRIS)により、受注・変更・完了時に業務実績データを作成後、「登録のための確認のお願い」を印刷し、調査職員の確認を受けたうえ、登録機関に登録申請するものとする。

また、登録内容に訂正が必要な場合、TECRISによりデータ訂正後、「訂正のための確認のお願い」を印刷し、調査職員の確認を受けたうえ、登録機関に登録するものとする。なお、受注者は登録機関に登録後、TECRISより

「登録内容確認書」をダウンロードし、速やかに監督職員に提出するものとする。登録の期日は次によるものとする。

- (1) 受注時は契約締結後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内とする。
- (2) 完了時は業務完了後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内とする。
- (3) 登録内容の変更又は訂正時は変更又は訂正があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内とする。変更又は訂正時と完了時の間が10日に満たない場合は、変更又は訂正時の登録を省略できるものとする。

1-10 業務の打合せ等

- 1) 調査職員と管理技術者は、調査設計業務を適正かつ円滑に実施するため、常に密接な連絡を取り、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、受注者は、その都度、その内容を書面（打合簿）に記録し、相互に確認するものとする。なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて書面（打合簿）を作成するものとする。
- 2) 調査設計業務の着手時、設計図書に定める業務の区切り段階で調査職員と管理技術者は打合せを行うものとし、受注者は、その都度、その結果を書面（打合簿）に記録し相互に確認するものとする。
- 3) 管理技術者は、業務遂行上疑義が生じた場合、すみやかに調査職員と協議するものとする。

1-11 業務計画書

- 1) 受注者は、業務の実施に先立ち、次に掲げる事項を記載した業務計画書を調査職員に提出するものとし、調査職員がその他の項目の補足を求めた場合は追記するものとする。
 - (1) 業務概要
 - (2) 業務実施方針
 - (3) 業務工程表
 - (4) 業務組織表
 - (5) 打合せ計画
 - (6) 主要機器・主要船舶・機械
 - (7) 施設（検潮所、試験室等）
 - (8) 安全管理
 - (9) 環境保全対策
 - (10) 成果物の内容、部数
 - (11) 使用する主な図書及び基準
 - (12) その他必要事項

なお、受注者は、設計図書において照査技術者による照査が定められている場合、照査計画について記載するものとする。

- 2) 受注者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合、その都度、当該業務の着手前に変更する事項を記載した変更業務計画書を調査職員に提出するも

のとする。

1-12 基準面

調査設計業務に用いる基準面は、特記仕様書の定めによるものとする。

1-13 資料等の貸与、返還及び修復

- 1) 受注者は、調査設計業務に必要な資料を自らの費用で備えるものとする。
ただし、調査職員は、設計図書に定める図書及びその他関係資料を、受注者に貸与することができるものとする。
- 2) 受注者は、貸与された資料の必要がなくなった場合、直ちに調査職員に返却するものとする。
- 3) 受注者は、貸与された資料を丁寧に扱い、損傷してはならない。万一、損傷した場合は、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。
- 4) 受注者は、設計図書に定める守秘義務の必要な資料を複製してはならない。

1-14 作業時間

- 1) 受注者は、当該業務に係る協力者等に対し、休日の確保を含めた労働時間の短縮に努めるものとする。
- 2) 受注者は、業務計画に記載した以外に夜間若しくは休日に現場で調査設計業務を行う場合、事前に調査職員に通知するものとする。

1-15 諸法令・諸条例の遵守

受注者は、業務に関係する諸法令・諸条例を遵守し、業務の円滑な進捗を図るものとする。

1-16 関係官公庁への手続等

- 1) 受注者は、業務に関係する諸法令、諸条例に基づき官公庁、その他関係機関に対して、自らの負担で業務の遂行に支障のないように手続を行うものとする。
なお、受注者は、手続に許可書等が発行される場合、その写しを調査職員に提出するものとする。
- 2) 受注者は、手続に許可承諾条件がある場合、これを遵守するものとする。
なお、受注者は、許可承諾条件が設計図書に定める事項と異なる場合、調査職員に通知し、その指示を受けるものとする。

1-17 地元関係者との交渉等

- 1) 地元関係者への説明、交渉等は、発注者又は調査職員が行うものとする。
受注者は指示がある場合、説明の資料及び記録の作成に協力をするものとする。
- 2) 受注者は、地元関係者に誠意を持って接するものとし、地元関係者から調

査設計業務の実施に関して苦情があった場合、直ちに調査職員に通知し、調査職員と協力してその解決にあたるものとする。

1-18 土地等への立ち入り

- 1) 土地又は水面への立ち入り許可及び承諾の手続きは、発注者又は調査職員が行うものとする。受注者は指示がある場合、これに協力をするものとする。
- 2) 受注者は、調査設計業務を実施するため、第三者の土地等に立ち入る場合、あらかじめ調査職員に通知するものとする。
- 3) 受注者は、やむを得ない理由により現地への立ち入りが不可能となった場合、直ちに調査職員に通知し、指示を受けるものとする。
- 4) 受注者は、調査設計業務を実施するため、宅地又はかき・さく等で囲まれた土地等に立ち入る場合又は植物・かき・さく等の伐除あるいは土地等又は工作物を一時使用する場合、あらかじめ調査職員に通知するものとする。通知を受けた調査職員は、当該所有者及び占有者の許可を得るものとする。受注者は指示がある場合、これに協力をするものとする。

1-19 履行報告

- 1) 受注者は、契約書第15条の規定に基づき履行状況を別に定める様式に基づき作成し、調査職員に提出するものとする。
- 2) 受注者は、前項の規定に基づく履行報告の提出時に、設計図書で定められた調査項目の実施予定時期を調査開始前に通知するものとする。

1-20 成果物の提出

- 1) 受注者は、調査設計業務が完了した場合、設計図書に示す成果物（設計図書で照査技術者による照査が定められている場合は照査報告書を含む。）を業務完了通知書とともに調査職員に提出するものとする。
- 2) 受注者は、設計図書に定めがある場合、又は調査職員の指示を承諾した場合、履行期間途中において、成果物を部分提出するものとする。
- 3) 受注者は、成果物において使用する計量単位は、国際単位系（S I）とする。

1-21 検 査

受注者は、契約書第31条第1項の規定に基づき業務完了通知書を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了しているものとする。

- 1) 発注者は、完了検査に先立ち、受注者に対して検査日を通知するものとする。
- 2) 検査職員は、調査職員及び管理技術者の立会いのうえ、次に掲げる検査を行うものとする。

(1) 調査設計業務の成果物

(2) 調査設計業務の管理状況

- 3) 受注者は、検査職員から完了検査に必要な資料の提出を求められた場合、これに応じるものとする。
- 4) 完了検査に要する費用は受注者の負担とする。
- 5) 完了検査の時間は、発注者の勤務時間内とする。ただし、止むを得ない理由があると検査職員が認めた場合は、この限りではない。
- 6) 受注者は、検査職員が修補を指示した場合、指示された期限までに修補を終えるものとする。
- 7) 検査職員が修補を指示した場合、修補の完了の確認は調査職員が行うものとする。
- 8) 検査職員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合、発注者は、契約書第31条第2項の規定に基づき検査の結果を受注者に通知するものとする。
- 9) 修補の完了が確認された場合、その指示の日から修補完了の確認の日までの期間を、契約書第32条第3項に規定する期間に含めないものとする。

1-22 損 害

- 1) 受注者は、契約書第27条、第28条及び第29条に規定する損害が発生した場合、直ちに損害の詳細な状況を把握し、遅滞なく損害発生通知書により発注者に通知するものとする。
- 2) 契約書第29条第1項に規定する「設計図書で定めた基準」とは、次の各号に掲げるものをいう。なお、起因となった事象の観測データの使用は、公共機関、若しくは公益法人の気象記録等に基づくものを使用するものとする。
 - (1) 波浪、高潮の場合
波浪、高潮が想定している設計条件以上又は周辺状況から判断してそれと同等以上と認められる場合
 - (2) 強風の場合
最大風速（10分間の平均風速で最大のものをいう。）が15m/秒以上あった場合
 - (3) 降雨の場合
次のいずれかに該当する場合とする。
 - ① 24時間雨量（任意の連続24時間における雨量をいう。）が80mm以上
 - ② 1時間雨量（任意の60分における雨量をいう。）が20mm以上
 - ③ 連続雨量（任意の72時間における雨量をいう。）が150mm以上
 - (4) 河川沿いの施設は、河川の警戒水位以上又はそれに準ずる出水により発生した場合
 - (5) 地震、津波、豪雪、竜巻の場合
周囲の状況により判断し、相当の範囲にわたり他の一般物件にも被害を及ぼした認められる場合
- 3) 契約書第29条第2項に規定する「受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、契約書第26条に規定する臨機の措置を行ったと

認められないもの及び災害の一因が受注者の責めによるものをいう。

1-23 契約変更

- 1) 発注者は、次の各号に掲げる場合、調査設計業務の契約変更を行うものとする。
 - (1) 調査設計業務内容の変更により契約金額に変更を生じる場合
 - (2) 履行期間の変更を行う場合
 - (3) 受注者と協議し、調査設計業務の実施上、必要があると認められる場合
 - (4) 契約書第26条の規定に基づき受注者が臨機の措置を行った場合
 - (5) 契約書第30条の規定に基づき契約金額の変更にあたる業務内容の変更を行った場合
- 2) 発注者は、前項の場合、変更する契約図書を次の各号に基づき作成するものとする。
 - (1) 第19条の規定に基づき受注者に指示した事項
 - (2) 調査設計業務の一時中止に伴う増加費用及び履行期間の変更等決定済みの事項
 - (3) その他受注者と協議で決定された事項

1-24 履行期間の変更

受注者は、契約書第22条に基づき履行期間の延長を求める場合、発注者と受注者の協議の前に当該変更が履行期間変更協議の対象であるか否かを調査職員と受注者との間で確認するものとし、調査職員はその結果を受注者に通知するものとする。受注者は、履行期間変更協議の対象であると確認された場合、確認された事項を、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付し、契約書第24条第2項に定める協議開始の日までに履行期間延長申請書を発注者に提出しなければならない。

- 1) 発注者は、受注者に対して調査設計業務の変更の指示を行おうとする場合、履行期間変更協議の対象であるか否かを含めて事前に通知するものとする。
- 2) 発注者は、履行期間変更協議の対象であると確認された事項又は調査設計業務の一時中止を指示した事項であっても、残履行期間及び残作業量等から履行期間の変更が必要でないと判断した場合には、受注者と協議のうえ、履行期間変更を行わないことができるものとする。
- 3) 受注者は、契約書の規定に基づき履行期間の延長が必要と判断した場合、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出するものとする。
- 4) 受注者は、契約書に基づき発注者の請求により履行期間を短縮した場合、すみやかに業務工程表を修正し提出するものとする。

1-25 一時中止

- 1) 発注者は、契約書第20条第1項の規定により次の各号に該当する場合、受

注者に通知し、必要と認める期間、調査設計業務の全部又は一部を一時中止させることができるものとする。

- (1) 第三者の土地等への立ち入り許可が得られない場合
 - (2) 関連する他の調査設計業務等の進捗が遅れたため、調査設計業務の続行を不適當と認めた場合
 - (3) 環境問題等の発生により、調査設計業務の続行が不適當又は不可能となった場合
 - (4) 災害等により、調査設計業務の対象箇所の状態が変動した場合
 - (5) 第三者及びその財産、受注者及び協力者等並びに調査職員の安全確保のため必要があると認めた場合
- 2) 発注者は、受注者が契約図書に違反し、又は調査職員の指示に従わない等、調査職員が必要と認めた場合、業務の中止内容を受注者に通知し、調査設計業務の全部又は一部を一時中止させることができるものとする。
- 3) 発注者は、受注者が災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する協定に基づき出動要請を受け、緊急的な応急対策を実施する必要がある場合は、受注者と協議を行い、必要があると認めるときは、受注者に通知し、調査設計業務の全部又は一部を一時中止させることができるものとする。
- 4) 受注者は、前3項により業務を一時中止する場合、屋外で行う調査設計業務の現場を調査職員の指示により保全するものとする。

1-26 発注者の賠償責任

発注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行うものとする。

- 1) 契約書第27条に規定する一般的損害及び第28条に規定する第三者に及ぼした損害について、発注者の責めに帰すべきものとされた場合
- 2) 発注者の責めにより、当該業務を継続することが不可能となった場合

1-27 受注者の賠償責任

受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行うものとする。

- 1) 契約書第27条に規定する一般的損害及び第28条に規定する第三者に及ぼした損害について、受注者の責めに帰すべきものとされた場合
- 2) 契約書第40条に規定する瑕疵責任に係る損害

1-28 引渡し前における成果物の使用

- 1) 発注者は、次の各号に掲げる場合において、契約書第33条の規定に基づき受注者に対して部分使用を請求することができるものとする。
 - (1) 別の調査設計業務等の用に供する必要がある場合
 - (2) その他、特に必要と認められた場合
- 2) 受注者は、部分使用に承諾した場合、発注者に部分使用承諾書とともに成果物を提出するものとする。

1-29 再委託

1) 契約書第7条に規定する「主たる部分」とは、次の各号に掲げるものをいい、受注者は、これを再委託することはできないものとする。

(1) 調査設計業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断。

(2) 解析業務における手法の決定及び技術的判断。

2) 受注者は、コピー、パソコンでの文書作成、印刷、製本、計算処理、トレース、資料整理、模型製作等の簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としないものとする。

3) 受注者は、1) 及び2) に規定する業務以外の再委託にあたっては、発注者の承諾を得るものとする。

4) 受注者は、調査設計業務を再委託する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し適切な指導、管理のもとに調査設計業務を実施するものとする。

なお、協力者が建設コンサルタント業務等指名競争参加有資格者である場合は、指名停止期間中でないものとする。

1-30 成果物の使用

受注者は、設計図書に特別の定めがない場合、契約書第6条第4項の規定に従い、発注者の承諾を得て、成果物を発表することができるものとする。

1-31 守秘義務

1) 受注者は、契約書第1条第5項の規定により、業務の実施過程で知った秘密とされている情報を第三者に漏らしてはならない。

2) 受注者は、当該業務の成果（業務処理の過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複製させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得たときはこの限りではない。

3) 受注者は、当該業務に関して発注者から貸与された情報、その他知り得た情報を「1-11 業務計画書」に示す業務計画書の業務組織表に記載される者以外には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用してはならない。

4) 受注者は、当該業務に関して発注者から貸与された情報、その他知り得た情報を当該業務の終了後においても第三者に漏らしてはならない。

5) 取り扱う情報は、当該業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、発注者の許可なく複製しないこと。

6) 受注者は、当該業務完了時に、発注者への返却若しくは消去又は破棄を確実に行うこと。

7) 受注者は、当該業務の遂行において貸与された発注者の情報の外部への漏洩若しくは目的外利用が認められ又その恐れがある場合には、これを速やかに発注者に報告するものとする。

1-32 個人情報の取扱い

1) 基本的事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いにあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第58号）等関係法令に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2) 秘密の保持

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

3) 取得の制限

受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適性かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

4) 利用及び提供の制限

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

5) 複写等の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

6) 再委託の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。

7) 事案発生時における報告

受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、適切な措置を講じなければならない。なお、発注者の指示があった場合はこれに従うものとする。また、契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

8) 資料等の返却等

受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。

ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。

9) 管理の確認等

発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

10) 管理体制の整備

受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定め、「1-11 業務計画書」で示す業務計画書に記載するものとする。

11) 従事者への周知

受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

1-33 業務管理

- 1) 受注者は、設計図書に適合するように十分な業務管理を行い、調査設計業務を実施するものとする。
- 2) 受注者は、当該業務の現場と隣接又は区域を同じくする他の調査設計業務又は工事と、常に相互協調して業務を行うものとする。
- 3) 受注者は、「調査業務写真管理基準」の定めにより調査設計業務の実施状況を適切に記録するものとする。
- 4) 受注者は、調査設計業務に関連して独自に試験研究を行う場合、調査職員に具体的な試験研究項目、内容並びに成果の発表方法について事前に承諾を得るものとする。
- 5) 受注者は、潜水業務を伴う場合、適切に潜水作業従事者を配置するものとする。
- 6) 受注者は、調査設計業務が完了した場合、調査設計業務のために設置した施設、機器等をすみやかに撤去するものとする。

1-34 安全管理

- 1) 受注者は、常に作業の安全に留意して事故及び災害の防止に努めるものとする。
- 2) 受注者は、調査設計業務における作業の安全確保のため、次の事項を行うものとする。
 - (1) 気象・海象状況等に関して、常時注意を払うものとする。
 - (2) 作業時に危険を予知した場合は、直ちに作業を中止し、協力者等を安全な場所に避難させるものとする。
 - (3) 異常箇所の点検、原因の調査等を行う場合は、二次災害防止のための応急措置を行った後、注意して行うものとする。
- 3) 受注者は、事故及び災害が発生した場合は、応急処置を講じるとともに、

直ちに調査職員及び関係官公庁に通知するほか、遅滞なく別に定める「事故災害発生報告書」を調査職員に提出するものとする。

- 4) 受注者は、海上又は海中に調査用機器等を設置する場合、事故防止のため浮標灯等の特記仕様書の定めにより設けるものとする。
- 5) 受注者は、次の場合、航行船舶に十分注意し、見張り等を強化するなど事故防止に努めるものとする。
 - (1) 調査用作業船等が船舶の輻輳している区域を航行する場合
 - (2) 作業区域への船舶の進入が予想される場合なお、特記仕様書に作業時間帯の定めがある場合は、それに従うものとする。
- 6) 受注者は、船舶の航行又は漁業の操業に支障をきたす恐れのある物体を海中に落とした場合、直ちにその物体を取り除くものとする。

なお、直ちに取り除けない場合は、標識を設置して危険個所を明示し、調査職員及び関係官公庁に通知するものとする。
- 7) 受注者は、作業船舶・機械が故障した場合、安全の確保に必要な措置を講じるものとする。なお、故障により二次災害を招く恐れがある場合は、直ちに応急の措置を講じるとともに、調査職員及び関係官公庁に通知するものとする。
- 8) 受注者は、作業中に機雷、爆弾等の爆発物を発見又は拾得した場合、調査職員及び関係官公庁へ直ちに通知し、指示を受けるものとする。
- 9) 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物の周辺に、火気の使用を禁止する旨の表示を行う等、適切な措置を講じるものとする。
- 10) 受注者は、残存爆発物があると予測される区域で調査設計業務を行う場合、その業務に従事する作業船及びその乗組員並びに機械等及びその作業員について特記仕様書の定めるところにより、水雷保険、傷害保険及び動産総合保険を付保するものとする。

1-35 環境保全

- 1) 受注者は、環境保全のため、関係法令及び条例を遵守し、業務の遂行により発生する恐れのある騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の防止対策を業務計画及び調査設計業務の実施段階の各々で検討・実施するものとする。
- 2) 受注者は、業務遂行中に環境が阻害される恐れが生じ又は発生した場合、直ちに応急措置を講じ、調査職員に通知するものとする。

また、受注者は、必要な環境保全対策を立て調査職員の承諾を得て、又は調査職員の指示に基づいて環境の保全に努めるものとする。
- 3) 受注者は、業務に使用する作業船等から発生した廃油等を「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」に基づき適切な措置を取るものとする。
- 4) 受注者は、海中に調査用資材等が落下しないよう措置を講じるものとする。

また、調査の残材等を海中に投棄してはならない。落下物が生じた場合は、受注者は自らの負担で撤去し、処理するものとする。

1-36 委員会等の設置

1) 受注者は、特記仕様書に定めがある場合、委員会、検討会等を設置するものとする。

なお、委員会等の構成、開催場所、回数、その他必要な事項は、特記仕様書の定めによるものとする。

また、受注者は、委員会、検討会等に調査職員を出席させるものとする。

- 2) 受注者は、管理技術者を委員会等に出席させ、特記仕様書の定めにより必要な事務を行うものとする。
- 3) 委員会の審議の結果、条件変更の必要が生じた場合には、1-23契約変更の規定によるものとする。

1-37 工業所有権の取扱い

- 1) 受注者は、著作権、特許権等を使用する場合、特記仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、その使用に関する費用負担を契約書第8条に基づき発注者に求める場合、権利を有する第三者と使用条件の交渉を行う前に発注者の承諾を得るものとする。
- 2) 受注者は、業務上、特許権等の工業所有権の対象となる発明又は考案をした場合、発注者に書面をもって通知するとともに、これを保全するために必要な措置を講じなければならない。また、出願及び権利の帰属等については、発注者と協議するものとする。
- 3) この場合、権利を取得するための手続き、権利の帰属等に関する事項については、発注者、受注者で協議して決定するものとする。

1-38 電子計算機の使用

- 1) 受注者は、調査設計業務に電子計算機を用いる場合、パソコン程度の簡易計算機を用いる場合、又は汎用プログラムを使用する場合を除き、事前に使用機種、プログラム名及び計算手法を調査職員に通知するものとする。
- 2) 受注者は、特記仕様書に電子計算機及びプログラムの定めがある場合、それに従うものとする。

1-39 設計業務の条件

受注者は、予備設計又は基本設計における比較案の提案、もしくは、予備設計における

比較案を基本設計において評価、検討する場合には、新技術情報システム(NETIS)等を利用し、有用な新技術・新工法を積極的に活用するための検討を行うものとする。

なお、従来技術の検討においては、NETIS掲載時期終了技術についても、技術の優位性や活用状況を考慮して検討の対象に含めることとする。

また、受注者は、細部設計における工法等の選定においては、従来技術(NETIS掲載時期終了技術を含む)に加えて、NETIS等を利用し、有用な新技術・新工法

を積極的に活用するための検討を行い、調査職員と協議のうえ、採用する工法等を決定した後に設計を行うものとする。

1-40 低入札価格調査制度による調査

調査基準価格を下回った場合は、入札価格、業務履行体制及び業務履行状況等に関する調査等に協力しなければならない。

1-41 調査等に対する協力

受注者は、当該業務が発注者の実施する労務費調査等の対象業務となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。また、履行期間経過後においても同様とする。

1-42 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

1) 受注者は、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。

また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。

2) 1) により警察に通報又は操作上必要な極力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告しなければならない。

3) 1) 及び2) の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。

4) 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議しなければならない。

1-43 行政情報流出防止対策の強化

1) 受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとらなければならない。

2) 受注者は、以下の業務における行政情報流出防止対策の基本的事項を遵守しなければならない。

(関係法令等の遵守)

行政情報の取り扱いについては、関係法令を遵守するほか、本規定及び発注者の指示する事項を遵守するものとする。

(行政情報の目的外使用の禁止)

受注者は、発注者の許可無く本業務の履行に関して取り扱う行政情報を本業務の目的以外に使用してはならない。

(社員等に対する指導)

(1) 受注者は、受注者の社員、短時間特別社員、特別臨時作業員、臨時雇い、嘱託及び派遣労働者並びに取締役、相談役及び顧問、その他全ての従業員(以下「社員等」という。)に対し行政情報の流出防止対策について、周知徹底

を図るものとする。

(2) 受注者は、社員等の退職後においても行政情報の流出防止対策を徹底させるものとする。

(3) 受注者は、発注者が再委託を認めた業務について再委託をする場合には、再委託先業者に対し本規定に準じた行政情報の流出防止対策に関する確認・指導を行うこと。

(契約終了時等における行政情報の返却)

受注者は、本業務の履行に関し発注者から提供を受けた行政情報（発注者の許可を得て複製した行政情報を含む。以下同じ。）については、本業務の実施完了後又は本業務の実施途中において発注者から返還を求められた場合、速やかに直接発注者に返却するものとする。本業務の実施において付加、変更、作成した行政情報についても同様とする。

(電子情報の管理体制の確保)

(1) 受注者は、電子情報を適正に管理し、かつ責務を負う者（以下「情報管理責任者」という。）を選任及び配置するものとする。

(2) 受注者は次の事項に関する電子情報の管理体制を確保しなければならない。

イ) 本業務で使用するパソコン等のハード及びソフトに関するセキュリティ対策

ロ) 電子情報の保存等に関するセキュリティ対策

ハ) 電子情報を移送する際のセキュリティ対策

(電子情報の取り扱いに関するセキュリティの確保)

受注者は、本業務の実施に際し、情報流出の原因につながる以下の行為をしてはならない。

- ・ 情報管理責任者が使用することを認めたパソコン以外の使用
- ・ セキュリティ対策の施されていないパソコンの使用
- ・ セキュリティ対策を施さない形式での重要情報の保存
- ・ セキュリティ機能のない電磁的記録媒体を使用した重要情報の移送
- ・ 情報管理責任者の許可を得ない重要情報の移送

(事故の発生時の措置)

(1) 受注者は、本業務の履行に関して取り扱う行政情報について何らかの自由により情報流出事故にあった場合には、速やかに発注者に届け出るものとする。

(2) この場合において、速やかに、事故の原因を明確にし、セキュリティ上の補完措置をとり、事故の再発防止の措置を講ずるものとする。

3) 発注者は、受注者の行政情報の管理体制等について、必要に応じ、報告を求め、検査

確認を行う場合がある。

1-44 新技術情報提供システム (NETIS)

受注者は、新技術情報提供システム (NETIS) 等を利用することにより、活用することが有用と思われるNETIS登録技術が明らかになった場合は、調査職員に報告するものとする。

第2編 測量・調査等業務

第1章 測量業務

第1節 深浅測量

1-1-1 適用の範囲

本節は、深浅測量に関する一般的事項を取り扱うものとする。

1-1-2 測量準備

受注者は、測量を実施するに当り、必要な計画・準備を行わなければならない。

1-1-3 基準点測量

受注者は、測量に用いる基準点として、海上保安庁海洋情報部（以下「海洋情報部」という。）又は地方整備局等の既設点を用いなければならない。

ただし、やむを得ない事由により前述の既設点が使用できない場合は、次の方法により必要な基準点を決定してもよい。

1. 主要基準点は、国土地理院の三角点、多角点、電子基準点及び公共測量に基づく三角点及び多角点を基準として用いなければならない。
2. 深浅測量に必要な補助基準点は、主要基準点を基準としなければならない。
3. 主要基準点の測定は、三角測量、多角測量又はGNSS測量によらなければならない。

また、補助基準点の測定は、三角測量、多角測量、GNSS測量、又は前方交会法若しくは後方交会法によらなければならない。

ただし、後方交会法の場合は、主要基準点からの位置の線を併用しなければならない。

4. 三角測量の辺長計算は、2個以上の三角形を使用するものとするか又は既知辺を含む三角形で計算するものとする。算出した辺長を用いて座標計算を行うものとする。なお、座標値の較差は、次のとおりとする。

主要基準点：30cm以内

補助基準点：50cm以内

5. 多角測量は、節点に既知点を含んで行い、座標計算を行わなければならない。なお、座標値の閉合差は、次のとおりとする。

主要基準点：30cm以内

補助基準点：50cm以内

6. GNSSの観測方法は、2点の同時観測による干渉法とし、基地点に結合するように行い、座標計算するものとする。なお、座標値の標準偏差は、次のとおりとする。

主要基準点：15cm以内

補助基準点：25cm以内

7. 交合法の座標計算は、3か所以上の基準点を用いて行わなければならない。
なお、座標値の較差は、次のとおりとする。
主要基準点：30cm以内
補助基準点：50cm以内
8. 測量機器は、必要な精度を考慮して選定したものをを用いるものとする。
なお、GNSSを使用する場合は、当該契約の実施区域において行った精度の確認結果を添えて使用申請を調査職員に提出し、承諾を得なければならない。

1-1-4 簡易検潮等

受注者は、検潮所の新設を行う場合、図面及び特記仕様書に定める検潮器の設置位置、機種及び方法により検潮しなければならない。

1-1-5 水深測量

1. 検潮

- (1) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める既設の検潮所を使用して、検潮しなければならない。
- (2) 受注者は、次により検潮しなければならない。
- ① 検潮記録を利用する場合は、機器の作動状況、基準面等を調査するものとする。
 - ② 検潮記録の縮率、潮高伝達の遅れ等に起因する潮高の誤差は、検潮器と副標との比較観測（相次ぐ高低潮を含む連続観測を2回以上）によって、これを求め、補正するものとする。
 - ③ 検潮器の自記ペンの示す時刻の遅速及び副標との潮高比較を1日1回以上観測して記録する。
- (3) 受注者は、特記仕様書の定めにより検潮基準面と基本水準標との高低差を求めめるための水準測量を行うものとする。
- ① T. P. との関係を求める場合は、使用したG. S. B. M. の公表平均成果年度を明記する。
 - ② 水準測量成果図には関係する各固定点間の高低差値を明記する。

2. 最低水面及び平均水面

受注者は、最低水面又は平均水面を示す値が存在しないか又は存在してもその値の確認が必要な場合（地盤変動等により基本水準標の標高が不確定と思われる場合等）には、長期間にわたって観測を行っている測量地に近い検潮所（基準検潮所）と測量地検潮所との一定の期間の平均水面と比較して測量地検潮所の平均水面を求め、この面から海上保安庁海洋情報部ホームページ

(<http://www1.kaiho.mlit.go.jp>) に掲げられたZ0区分帯によるZ0を減じた面を最低水面とするものとする。

$$DL = A_0' - Z_0$$

$$A_0' = A_1' + (A_0 - A_1)$$

ここでDL : 最低水面

A₀ : 基準検潮所の平均水面

A₀' : 測量地検潮所の平均水面

A₁ : 基準検潮所の短期平均水面

A₁' : 測量地検潮所の短期平均水面

Z₀ : 平均水面から最低水面までの値

3. 水深測量

(1) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める区域について水深測量を行わなければならない。

(2) 海上測位

①受注者は、海上位置測量に使用する機器は六分儀、経緯儀、測距儀、衛星測位機等とし、海上測位位置の精度は、特級水域では±2m、1a級水域及び1b級水域では±5mを確保できるものを使用しなければならない。

②受注者は、海上測位位置の線の交角を30°～150°の範囲内に収めなければならない。

③受注者は、法面勾配確認を行う場合、法肩又は法尻法線に直角に測定しなければならない。

(3) 測深

①測深機器

受注者は、音響測深機（単素子、多素子、スワス音響測深機含む）及びレーザー測深機、測鉛等により測深を行うものとし、使用する音響測深機は「表2-1 音響測深機の性能（水深100m未満）」に示す性能以上のものとする。

なお、特記仕様書に定めがなく、表2-1に示す性能以上の音響測深機により難しい場合は、測量に先立ち調査職員に測深方法の承諾を得なければならない。

表 2 - 1 音響測深機の性能 (水深100m未満)

項 目	性 能
シングルビーム音響測深機 (多素子音響測深機を含む)	
仮定音速度	1500m/s
発振周波数	90~230 kHz (水深31m未満) 90~230 kHz (水深31m~100m)
送受波器の指向角	半減半角 8° 以下
紙送り速度	20mm/min以上
最小目盛	0.2m以下
スワス音響測深機 (マルチビーム)	
仮定音速度	1500m/s
発振周波数	70~455 kHz (水深31m未満) 26~455 kHz (水深31m~100m未満)
レンジ分解能	5cm以下
測深ビーム方式	クロスファンビーム
測深ビーム幅	1.5度以下×1.5度以下
スワス音響測深機 (インターフェロメトリ)	
発振周波数	100~500kHz
レンジ分解能	5cm以下
仮定音速度	1500m/s
受信素子数	4個以上

※スワス音響測深機は、マルチビーム音響測深機及び位相差式 (インターフェロメトリ) 音響測深機 (受信素子数が4個以上のものに限る。) で船体に固定して使用するものをいう。

②測深及び水深改正

- イ) 受注者は、音響測深法によって得られた水深値について潮位、音速度、喫水等より諸改正を行わなければならない。
- ロ) 受注者は、音響測深機の機械的誤差及び水中音波速度の変化等による改正量をバーチェック法若しくは音速度計により求めなければならない。ただし、これらによれない場合は、水温、塩分等の測定を行って海水中の音速度を算出しなければならない。バーチェック法以外の方法による場合でも喫水の確認は行わなければならない。
- ハ) 受注者は、バーチェック法等による水中音速度の測定を1日1回、測深海域の最深部で行うものとする。ただし、アナログ記録で処理する時は音響測深機のベルト及びペンの調整又はそれらの交換を行った場合は、その都度、そのバーチェックを行わなければならない。
- ニ) 受注者は、バーチェック法による場合は、バーを深度30mまでは2mごと、30m以深は5mごとに行い、上げ下げの平均値から改正値を求めなければならない。

③作業条件

受注者は、海面が平穏で視界が良好な作業条件で測深作業を行わなければならない。

(4) 測深間隔

受注者は、図面及び特記仕様書に定める測深間隔で測深しなければならない。

4. 測量結果の整理及び解析

受注者は、特記仕様書の定めにより観測記録の整理及び解析を行わなければならない。

1- 1- 6 成 果

1. 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、成果物の種類、体裁、提出部数及びその他必要事項は、その定めによらなければならない。

2. 受注者は、必要に応じ次に掲げる内容を記載した報告書、測深図を作成し、資料とともに調査職員に提出しなければならない。

(1) 報 告 書

- ・ 件 名
- ・ 測量場所
- ・ 測量期間
- ・ 測量区域図
- ・ 測量機器
- ・ 測定方法
- ・ 地形解析結果
- ・ 測量結果と考察

(2) 図 面

- ・ 測 深 図

(3) 資 料

- ・ 航 跡 図
- ・ 測定帳簿（測角簿、測距簿、測深簿、測深誘導簿、検潮簿、基準点計算簿）
- ・ 測定記録（音響測深記録、検潮記録、電波又はGNSS測位記録）

1- 1- 7 照 査

1. 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、照査技術者により照査を行わなければならない。

2. 照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。

- (1) 調査方針及び調査内容の適切性
- (2) 測定記録と計算結果の整合性
- (3) 測定記録と図面表現の整合性
- (4) 既存資料、計画資料等との整合性
- (5) 成果物の適切性

第2節 汀線測量

1-2-1 適用の範囲

本節は、汀線測量に関する一般的事項を取り扱うものとする。

1-2-2 測量準備

測量準備は、第2編1-1-2 測量準備を適用する。

1-2-3 基準点測量

基準点測量は、第2編1-1-3 基準点測量を適用する。

1-2-4 水準測量

1. 水準測量

受注者は、測量近辺に水準点がない場合は、国家水準点より主要な基準点の標高を求めることを必要とする水準測量を実施しなければならない。

2. 縦断測量

主要基準点及び補助基準点について往復水準測量を実施しなければならない。

3. 横断測量

受注者は、特記仕様書の定めにより、主要基準点及び補助基準点を基準とし、汀線にほぼ直角方向へ10m間隔に基本水準面までの水準測量を実施しなければならない。なお、測定間隔は特記仕様書の定めによる。

1-2-5 成 果

受注者は、下記項目及び設計図書の定めにより成果物を作成し、提出しなければならない。

- ・観測手簿
- ・計算簿
- ・成果表
- ・線形図
- ・線形地形図（杭打設点網図）
- ・縦断図面
- ・横断図面
- ・詳細平面図
- ・点の記
- ・精度管理表
- ・その他資料

1-2-6 照 査

照査は、第2編1-1-7 照査を適用する。

第2章 環境調査業務

第1節 流況調査

2-1-1 適用の範囲

本節は、流況調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。

2-1-2 調査準備

受注者は、調査に先立ち目的及び内容を把握し、調査の手順及び調査に必要な準備を行わなければならない。

2-1-3 位置測量

1. 受注者は、観測に先立ち調査職員に観測位置の承諾を得なければならない。
2. 受注者は、流速計を設置して観測する場合、特記仕様書に定める標識を設置し、観測位置の表示を行わなければならない。

また、設置方法は、事前に調査職員の承諾を得なければならない。

2-1-4 流況観測

1. 受注者は、特記仕様書に定める観測機器を用いるものとし、予め使用機器に関する測定範囲及び測定精度等の性能に関する資料を調査職員に提出し、承諾を得なければならない。
2. 受注者は、図面及び特記仕様書に定める観測地点及び観測方法により、流況調査を行わなければならない。
3. 受注者は、長期間、流速計を設置して観測する場合、特記仕様書の定めにより点検
 - ・保守を実施しなければならない。

2-1-5 解 析

受注者は、特記仕様書の定めにより観測結果の整理及び解析を行わなければならない。

2-1-6 成 果

1. 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、成果物の種類、体裁、提出部数及びその他必要事項は、その定めによるものとする。
2. 受注者は、成果物として次に掲げる内容を記載した報告書を作成し、調査職員に提出しなければならない。
 - ・件 名
 - ・調査場所
 - ・調査期間
 - ・調査位置図

- ・調査機器
- ・調査方法（位置測定方法、流況測定方法）
- ・調査結果の整理及び解析
- ・調査結果と考察

2-1-7 照 査

1. 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、照査技術者により照査を行わなければならない。
2. 照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 調査方針と流況調査内容の適切性
 - (2) 測定記録と既存資料の整合性
 - (3) 成果物の適切性

第2節 水質調査

2-2-1 適用の範囲

本節は、水質調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。

2-2-2 調査準備

調査準備は、第2編2-1-2 調査準備を適用する。

2-2-3 位置測量

1. 受注者は、調査に先立ち調査職員に調査位置の承諾を得なければならない。
2. 受注者は、本調査においてGNSSを使用する場合は、調査の実施区域において行った精度の確認結果を添えて使用申請を調査職員に提出し、承諾を得なければならない。

2-2-4 水質調査

1. 受注者は、特記仕様書に定める観測機器を用いるものとし、予め使用機器に関する測定範囲及び測定精度等の性能に関する資料を調査職員に提出し、承諾を得なければならない。
2. 採水・観測
 - (1) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める採水時期、採水地点及び採水方法により採水、観測しなければならない。
 - (2) 受注者は、次に示す深度から採水若しくは測定するものとする。
ただし、特記仕様書に定めのある場合は、それに従うものとする。
 - ①表層海面下0.5m
 - ②中層水深の1/2
 - ③下層海底面上1.0m
 - (3) 受注者は、関係法令等に定める規定量の試料を採水し、採水地点、水深、

年月日及び時間の記録を行わなければならない。

- (4) 受注者は、採取した試料に対し「表 2-2 水質試験方法」に定める前処理を施し、速やかに試験室に運搬しなければならない。

2-2-5 分 析

1. 受注者は、特記仕様書に定める項目の試験を行わなければならない。
2. 受注者は、「表 2-2 水質試験方法」に示す試験方法により試験を行うものとする。なお、試験方法が複数ある場合は、特記仕様書に定める方法により行うものとする。
3. 受注者は、試験値の結果に疑義が生じた場合、速やかに調査職員に通知しなければならない。

表 2-2 水質試験方法

	試験項目	試験方法
現場測定項目	気温	JIS K 0102 (2008) 7.1
	水温	JIS 1K 0102 (2008) 7.2
	色相	JIS標準色票
	臭気	JIS K 0102 (2008) 10.1
	塩分	海洋観測指針5.3
	透明度	海洋観測指針 (1999)
	濁度	JIS K 0101 (1998) 9.2、9.3、9.4又は水中濁度計 YPC-1D
生活環境項目	水素イオン濃度 (pH)	JIS K 0102 (2008) 12.1又はガラス電極法
	溶存酸素 (DO)	JIS K 0102 (2008) 32.1又は隔膜電極法
	生物化学的酸素要求量 (BOD)	JIS K 0102 (2008) 21
	化学的酸素要求量 (COD)	JIS K 0102 (2008) 17
	浮遊物質 (SS)	環告第59号付表8
	大腸菌群数	環告第59号別表2 (最確数による定量法) 又は厚生省・建設省令第1号別表第1
	全窒素	JIS K 0102 (2008) 45.2、45.3、45.4又はJIS K 0170-3
	全りん	JIS K 0102 (2008) 46.3又はJIS K 0170-4
	n-ヘキサン抽出物質	環告第59号付表10又は環告第64号付表4
	亜鉛	JIS K 0102 (2008) 53
健康等項目	カドミウム	JIS K 0102 (2008) 55
	全シアン	JIS K 0102 (2008) 38.1.2及び38.2又は38.1.2及び38.3又はJIS K 0170-9
	鉛	JIS K 0102 (2008) 54
	六価クロム	JIS K 0102 (2008) 65.2又はJIS K 0170-7
	砒素	JIS K 0102 (2008) 61.2、61.3又は61.4
	総水銀	環告第59号付表1
	アルキン水銀	環告第59号付表2
	ポリ塩化ビフェール (PCB)	環告第59号付表3
	ジクロロメタン	JIS K 0125 (1995) 5.1、5.2又は5.3.2
	四塩化炭素	JIS K 0125 (1995) 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
	1,2-ジクロロエタン	JIS K 0125 (1995) 5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2
	トリクロロエチレン	JIS K 0125 (1995) 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
	テトラクロロエチレン	JIS K 0125 (1995) 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
	1,1-ジクロロエチレン	JIS K 0125 (1995) 5.1、5.2又は5.3.2
シス-1,2-ジクロロエチレン	JIS K 0125 (1995) 5.1、5.2又は5.3.2	

表2-2 水質試験方法

	試験項目	試験方法
健康項目等	1.1.1-トリクロエチン	JIS K 0125(1995)5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
	1.1.2-トリクロエチン	JIS K 0125(1995)5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
	1.3-ジクロロプロペン	JIS K 0125(1995)5.1、5.2、5.3.1
	チウラム	環告第59号付表4
	シマジン	環告第59号付表5の第1又は第2
	チオベンカルブ	環告第59号付表5の第1又は第2
	ベンゼン	JIS K 0125(1995)5.1、5.2又は5.3.2
	セレン	JIS K 0102(2008)67.2、67.3又は67.4
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	JIS K 0102(2008)43.2.1、43.2.3又は43.2.5(硝酸性) JIS K 0102(2008)43.1(亜硝酸性)
	フッ素	JIS K 0102(2008)34.1又は34.1(C)及び付表6
	ホウ素	JIS K 0102(2008)47.1、47.3又は47.4
	1,4-ジオキサン	環告第59号付表7
	特殊項目	フェノール類
銅		JIS K 0102(2008)52.2
鉄(溶解性)		JIS K 0102(2008)57.2、57.3又は57.4
マンガン(溶解性)		JIS K 0102(2008)56.2、56.3、56.4又は56.5
クロム		JIS K 0102(2008)65.1.1
有機リン化合物		環告第64号付表1又は、メチル ⁶ ラチン、メチル ⁶ ラチン若しくはEPNは JIS K 0102(2008)31.1(カスカマトグラフ法を除く)、メチル ⁶ トンは環告第64号付表2
アンモニア性窒素	JIS K 0102(2008)42.2、42.3又は42.5	
要監視項目	クロロホルム	JIS K 0125(1995)5.1、5.2又は5.3.1
	トランス-1,2-ジクロロエチン	JIS K 0125(1995)5.1、5.2又は5.3.1
	1,2-ジクロロプロパン	JIS K 0125(1995)5.1、5.2又は5.3.1
	p-ジクロロベンゼン	JIS K 0125(1995)5.1、5.2又は5.3.1
	イソキサチオン	環水規第121号付表1の第1又は第2
	ダイアジノン	環水規第121号付表1の第1又は第2
	フェニトロチオン	環水規第121号付表1の第1又は第2
	イソプロチオラン	環水規第121号付表1の第1又は第2
	オキシ銅	環水規第121号付表2
	クロロタロニル	環水規第121号付表1の第1又は第2
	プロピザミド	環水規第121号付表1の第1又は第2
	E P N	環水規第121号付表1の第1又は第2
	ジクロルボス	環水規第121号付表1の第1又は第2
	フェノブカルブ	環水規第121号付表1の第1又は第2
	イプロベンホス	環水規第121号付表1の第1又は第2
	クロルニトロフェン	環水規第121号付表1の第1又は第2
	トルエン	JIS K 0125(1995)5.1、5.2又は5.3.2
	キシレン	JIS K 0125(1995)5.1、5.2又は5.3.2
	フタル酸ジエチルヘキシル	環水規第121号付表3の第1又は第2

2-2 水質試験方法

	試験項目	試験方法
要	ニッケル	JIS K 0102(2008)59.3又は環水規第121号付表4 若しくは付表5
	モリブデン	JIS K 0102(2008)68.2又は環水規第121号付表4 若しくは要付表5
監	アンチモン	平成16年3月31日環水企発第040331003号、環水土 第04監0331005号付表5の第1、第2又は第3
	塩化ビニルモノマー	平成16年3月31日環水企発第040331003号、環水土 第04視0331005号付表1
視	エピクロヒドリン	平成16年3月31日環水企発第040331003号、環水土 第04項0331005号付表2
	全マンガン	JIS K 0102(2008)56.2、56.3、56.4又は56.5
項	ウラン	平成16年3月31日環水企発第040331003号、環水土 第040331005号付表4の第1、第2又は第3

注) 「環告第59号」とは、「水質汚濁に係る環境基準について」(環境庁告示第59号昭46年12月28日)を示す。

「厚生省・建設省令第1号」とは、「下水の水質の検定方法等に関する省令」(厚生省・建設省令第1号昭和37年12月17日)を示す。

「環告第64号」とは、「排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法」(環境庁告示第64号昭和49年9月30日)を示す。

「環水規第121号」とは、「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について」(環水規第121号平成5年4月28日)を示す。

「環水企発第040331003号、環水土第040331005号」とは、「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について(通知)」(環水企発第040331003号、環水土発第040331005号平成16年3月31日)を示す。

4. 試験機関

受注者は、計量証明事業登録を受けた機関で試験を行わなければならない。

5. 観測結果の整理及び解析

受注者は、特記仕様書の定めにより観測及び分析結果を整理し、解析を行わなければならない。

ならない。

2-2-6 成 果

成果物は、第2編2-1-6 成果を適用するものとする。

2-2-7 照 査

1. 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、照査技術者により照査を行わなければならない。
2. 照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。
 - ①調査方針と水質調査内容の適切性
 - ②試験結果と既存資料の整合性
 - ③成果物の適切性

第3節 底質調査

2-3-1 適用の範囲

本節は、底質調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。

2-3-2 調査準備

調査準備は、第2編2-1-2 調査準備を適用する。

2-3-3 位置測量

位置測量は、第2編2-2-3 位置測量を適用する。

2-3-4 底質調査

1. 調査機器

受注者は、特記仕様書に定める調査機器を用いるものとし、予め使用機器に関する測定範囲及び測定精度等の性能に関する資料を調査職員に提出し、承諾を得なければならない。

2. 採泥・観測

- (1) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める採泥地点及び採泥方法により底質調査を行わなければならない。
- (2) 受注者は、関係法令の定める規定量の試料採取をし、採泥地点、水深、深度、年月日及び時間を記録しなければならない。
- (3) 受注者は、採取した試料に対し「表2-3 底質試験方法」に定める前処理を施し、速やかに試験室に運搬しなければならない。

3. 底質試験

- (1) 受注者は、特記仕様書に定める項目の試験を行うものとする。
- (2) 受注者は、「表2-3 底質試験方法」に示す試験方法により試験しなければならない。なお、試験方法が複数ある場合は、特記仕様書の定めにより行うものとする。
- (3) 受注者は、試験値に疑義が生じた場合、速やかに調査職員に通知しなければならない。

表 2 - 3 底質試験方法

試験項目	溶出試験		含有量試験	
	試験方法	摘要	試験方法	概要
アルキル水銀化合物	環告第59号付表2及び 環告第64号付表3	汚泥、水底 土砂、廃酸 廃アルカリ	底質調査方法Ⅱ.5.2	
水銀又はその化合物	環告第59号 付表1		底質調査方法Ⅱ.5.1	
カドミウム又はその化合物	JIS K 0102 (2008) 55		底質調査方法Ⅱ.6	
鉛又はその化合物	JIS K 0103 (1998) 54		底質調査方法Ⅱ.7	
有機燐化合物	環告第64号付表1又はJIS K 0102 (2008) 31.1のうち ガスクロマトグラフ法 以外のもの(メチルジ メントにあつては環告64 号付表2)			
六価クロム化合物	JIS K 0102 (2008) 65.2		底質調査方法 Ⅱ.12.3	
ひ素又はその化合物	JIS K 0102 (2008) 61		底質調査方法Ⅱ.13	
シアン化合物	JIS K 0102 (2008) 38た だし38.1.1は除く		底質調査方法Ⅱ.14	
PCB	環告第59号付表3又はJIS K 0093 (2002)		底質調査方法Ⅱ.15	
有機塩素化合物			環告第14号別表1	最終改 訂：平成15 年6月13日
銅又はその化合物	JIS K 0102 (2008) 52		底質調査方法Ⅱ.8	
亜鉛又はその化合物	JIS K 0102 (2008) 53		底質調査方法Ⅱ.9	
ふっ化物	JIS K 0102 (2008) 52			
トリクロロエチレン	環告第14号別表2又はJIS K 0125 (1995) 5.1、5.2、 5.3.2、5.4.1又は5.5			
テトラクロロエチレン	環告第14号別表2又はJIS K 0125 (1995) 5.1、5.2、 5.3.2、5.4.1又は5.5			
ベリリウム又は化合物	環告第13号 別表7	最終改正： 平成12年1 月14日		
クロム又はその化合物	JIS K 0102 (2008) 65.1		底質調査方法 Ⅱ.12.1	
ニッケル又はその化合物	JIS K 0102 (2008) 59.			
バナジウム又はその化合物	JIS K 0102 (2008) 70			
ジクロロメタン	JIS K 0125 (1995) 5.1、 5.2、5.3.2又は5.4.1			

表 2 - 3 底質試験方法

試験項目	溶出試験		含有量試験	
	試験方法	摘要	試験方法	摘要
四塩化炭素	環告第14号別表2又はJIS K 0125 (1995) 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1			
1,2-ジクロロエタン	JIS K 0125 (1995) 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1			
1,1-ジクロロエチレン	JIS K 0125 (1995) 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1			
1,1,1-トリクロロエタン	環告第14号別表2又はJIS K 0125 (1995) 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1			
1,1,2-トリクロロエタン	環告第14号別表2又はJIS K 0125 (1995) 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1			
1,3-ジクロロプロペン	JIS K 0125 (1995) 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.1			
チウラム	環告第59号付表4			
シマジン	環告第59号付表5			
チオベンカルブ	環告第59号付表5			
ベンゼン	JIS K 0125 (1995) 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.2			
セレン	JIS K 0102 (1995) 5.1、5.2、5.3.2又は5.4.2			
1,4-ジオキサン	環告第59号付表7			
ダイオキシン類	環告第14号第四 (JIS K 0312 (1999))	最終改正 ; 平成15年6月13日	環告68号別表 (ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル (平成12年3月環境庁水質保全局水質管理課))	最終改正 ; 平成14年7月22日
泥温			JIS K 0102 (2008) 7 に準ずる方法	
泥色			新版標準土色帳による	
水素イオン濃度 (ph)			ガラス電極法 JIS K 0102 (2008) 12.1に準ずる	
化学的酸素要求量 (CODsed) 過マンガン酸カリウムによる酸素消費量			底質調査方法Ⅱ.20	

表 2-3 底質試験方法

試験項目	溶出試験		含有量試験	
	試験方法	摘要	試験方法	摘要
硫化物 (T-S)			底質調査方法Ⅱ.17	
強熱減量 (I-L)			底質調査方法Ⅱ.4	
密度 (比重)			JIS A 1202(1999)	
粒度組成			JIS A 1202(1999)	

注) 「環告第59号」とは、「水質汚濁に係る環境基準について」(環境庁告示第59号昭和46年12月28日)を示す。

「環告第64号」とは、「排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法」(環境庁告示第64号昭和49年9月30日)を示す。

底質調査方法」とは、「底質調査方法」(環水管第127号環境庁水質保全局水質管理課通達昭和63年9月8日)を示す。

「環告第14号」とは、「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする廃棄物に含まれる金属等の検定方法」(環境庁告示第14号昭和48年2月17日)を示す。

「環告第13号」とは、「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」(環境庁告示13号昭和48年2月17日)を示す。

「環告第68号」とは、「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準について」(環境庁告示68号平成11年12月27日)を示す。

2-3-5 分 析

1. 試験機関

受注者は、計量証明事業登録を受けた機関で試験を行わなければならない。

2. 観測結果の整理及び解析

受注者は、特記仕様書の定めにより観測及び分析結果を整理し解析を行わなければならない。

2-3-6 成 果

成果は、第2編2-1-6 成果を適用するものとする。

2-3-7 照 査

1. 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、照査技術者により照査を行わなければならない。

2. 照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。

- (1) 調査方針と底質調査内容の適切性
- (2) 試験結果と既存資料の整合性
- (3) 成果物の適切性

第4節 騒音調査

2-4-1 適用の範囲

本節は、騒音調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。

2-4-2 調査準備

調査準備は、第2編2-1-2 調査準備を適用する。

2-4-3 資料収集整理

受注者は、調査の実施に当たり既存資料、観測データ及び参考文献等を収集整理し、分析しなければならない。

2-4-4 騒音調査

1. 観測機器

受注者は、特記仕様書の定める種類及び性能の観測機器を用い、使用に先立ち調査職員の承諾を得なければならない。

2. 測定

- (1) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める区域及び地点の騒音を測定しなければならない。
- (2) 受注者は、「騒音に係る環境基準（平成11年4月1日施行）」の定める方法により測定しなければならない。
- (3) 受注者は、騒音レベルを測定しなければならない。

なお、特記仕様書に定めのある場合は、騒音レベル以外の項目も測定しなければならない。

2-4-5 解析・検討

受注者は、特記仕様書の定めにより観測及び測定結果を整理し、解析及び検討を行わなければならない。

2-4-6 成 果

1. 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、成果物の種類、体裁、提出部数及びその他必要事項は、その定めによらなければならない。
2. 受注者は、成果物として次に掲げる内容を記載した報告書を作成し、調査職員に提出しなければならない。
 - ・ 件 名
 - ・ 調査目的
 - ・ 調査地域（調査地域図添付）

- ・測定地点（測定地点図添付）
- ・調査項目
- ・調査日時及び測定回数
- ・調査方法及び使用機器
- ・調査結果
- ・調査結果の考察

2-4-7 協議・報告

受注者は、特記仕様書の定めのある場合、調査職員と協議又は報告しなければならない。

2-4-8 照 査

1. 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、照査技術者により照査を行わなければならない。
2. 照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 調査方針と騒音調査内容の適切性
 - (2) 測定記録と既存資料の整合性
 - (3) 成果物の適切性

第5節 振動調査

2-5-1 適用の範囲

本節は、振動調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。

2-5-2 調査準備

調査準備は、第2編2-1-2 調査準備を適用する。

2-5-3 資料収集整理

資料収集整理は、第2編2-4-3 資料収集整理を適用する。

2-5-4 振動調査

1. 調査機器

受注者は、振動レベル計を用いなければならない。なお、使用する機器は、計量法の定めによる性能を有するものとする。

2. 測 定

- (1) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める区域及び地点の振動を測定するものとする。
- (2) 受注者は、「振動規制法施行規則（昭和51年11月10日総理府令第58号）」の定める方法により測定しなければならない。
- (3) 受注者は、振動レベルを測定するものとする。

なお、特記仕様書に定めのある場合は、振動レベル以外の項目も測定する

ものとする。

2-5-5 解析・検討

受注者は、特記仕様書の定めにより観測及び測定結果を整理し、解析及び検討を行わなければならない。

2-5-6 成 果

成果は、第2編2-4-6 成果を適用するものとする。

2-5-7 協議・報告

協議・報告は、第2編2-4-7 協議・報告を適用する。

2-5-8 照 査

1. 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、照査技術者により照査を行わなければならない。
2. 照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 調査方針と振動調査内容の適切性
 - (2) 測定記録と既存資料の整合性
 - (3) 成果物の適切性

第6節 悪臭調査

2-6-1 適用の範囲

本節は、悪臭調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。

2-6-2 調査準備

調査準備は、第2編2-1-2 調査準備を適用する。

2-6-3 資料収集整理

資料収集整理は、第2編2-4-2 資料収集整理を適用する。

2-6-4 悪臭調査

1. 測定・調査
受注者は、図面及び特記仕様書に定める区域及び地点の悪臭調査を行わなければならない。
2. 調査項目
受注者は、特記仕様書の定めにより悪臭発生源の有無、悪臭発生源に係る項目及び悪臭の濃度（臭気濃度、成分濃度）に係る項目を調査しなければならない。
3. 測定方法
受注者は、「表2-4 悪臭物質成分濃度測定方法」、「表2-5 悪臭物

質臭気濃度測定方法」及び「表2-6 悪臭物質排出成分濃度測定方法」に示す方法により測定しなければならない。

表2-4 悪臭物質成分濃度測定方法

測定項目	測定方法	摘要
アンモニア	環告第9号別表第1	敷地境界及び発生源
メチルメルカプタン	環告第9号別表第2	敷地境界及び発生源 (発生源は、硫化水素のみ)
硫化水素		
硫化メチル		
二硫化メチル		
トリメチルアミン	環告第9号別表第3	敷地境界及び発生源
アセトアルデヒド	環告第9号別表第4	敷地境界及び発生源 (発生源は、アセトアルを除く5物質)
プロピオンアルデヒド		
ノルマルブチルアルデヒド		
イソブチルアルデヒドデヒド		
ノルマルバレルアルデヒド		
イソバレルアルデヒド		
イソブタノール	環告第9号別表第5	敷地境界及び発生源
酢酸エチル	環告第9号別表第6	敷地境界及び発生源
メチルイソブチルケトン		

表2-4 悪臭物質成分濃度測定方法

定項目	測定方法	摘要
トルエン	環告第9号別表第7	敷地境界及び発生源 (発生源は、スチレンを除く)
スチレン		
キシレン		
プロピオン酸	環告第9号別表第8	
ノルマル酪酸		
ノルマル吉草酸		
イソ吉酸		

表2-5 悪臭物質臭気濃度測定方法

測定項目	測定方法	摘要
臭気指数	三点比較式臭袋法 環告第63号	敷地境界及び発生源

表 2-6 悪臭物質排水成分濃度測定方法

測定項目	測定方法	摘要
硫化水素 メチルメルカプタン 硫化メチル 二硫化メチル	環告第9号別表第2の3	

注) 「環告第9号」とは、「特定悪臭物質の測定の方法」(環境庁告示9号昭和47年5月30日)を示す。

「環告第63号」とは、「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」(環境庁告示63号平成7年9月13日)を示す。

2-6-5 解析・検討

受注者は、特記仕様書の定めにより観測及び測定結果を整理し、解析及び検討を行わなければならない。

2-6-6 成 果

成果は、第2編2-4-6 成果を適用する。

2-6-7 協議・報告

協議・報告は、第2編2-4-7 協議・報告を適用する。

2-6-8 照 査

1. 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、照査技術者により照査を行わなければならない。
2. 照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 調査方針と悪臭調査内容の適切性
 - (2) 測定記録と既存資料の整合性
 - (3) 成果物の適切性

第3章 環境生物調査業務

第1節 プランクトン調査

3-1-1 適用の範囲

本節は、プランクトン調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。

3-1-2 調査準備

調査準備は、第2編2-1-2 調査準備を適用する。

3-1-3 位置測量

位置測量は、第2編2-2-3 位置測量を適用する。

3-1-4 プランクトン調査

1. 調査機器

受注者は、特記仕様書に定める調査機器を用いるものとし、事前に調査職員の承諾を得なければならない。

2. 調査方法

受注者は、図面及び特記仕様書に定める調査海域、調査時期、調査地点及び調査方法により行わなければならない。

3. 試料の固定

(1) 受注者は、採水器を引き上げた後、試料を標本瓶に入れ、速やかに固定し、併せて、クロロフィル a 測定用試料を別途標本瓶に入れ保管しなければならない。

(2) 受注者は、プランクトンネットを引き上げた後、直ちに試料を標本瓶に保管し、生体試料として用いる場合を除き、速やかに固定しなければならない。

3-1-5 分析、解析・考察

1. 試料の同定・分析

(1) 受注者は、試料の同定・分析を試料の前処理（濃縮）、沈殿量の測定、種の同定・個体数（細胞数）の計数の手順で行わなければならない。

(2) 受注者は、クロロフィル a の測定を測定・分析手引き書（海洋観測指針）に従って行わなければならない。

2. 調査結果の解析及び考察

受注者は、特記仕様書の定めにより、調査結果を解析し、考察しなければならない。

3-1-6 成果

1. 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、成果物の種類、体裁、提出部数

及びその他必要事項は、その定めに従わなければならない。

2. 受注者は、成果物として次に掲げる内容を記載した報告書を作成し、調査職員に提出しなければならない。

- ・件名
- ・調査目的
- ・調査海域
- ・調査地点
- ・調査日時
- ・調査方法及び調査機器
- ・調査結果及び解析結果
- ・調査結果の考察

3-1-7 照査

1. 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、照査技術者により照査を行わなければならない。

2. 照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。

- (1) 調査方針と調査内容の適切性
- (2) 調査結果及び解析結果と既存資料の整合性
- (3) 成果物の適切性

第2節 卵・稚仔調査

3-2-1 適用の範囲

本節は、卵・稚仔調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。

3-2-2 調査準備

調査準備は、第2編2-1-2 調査準備を適用する。

3-2-3 位置測量

位置測量は、第2編2-2-3 位置測量を適用する。

3-2-4 卵・稚仔調査

1. 調査機器

受注者は、特記仕様書に定める調査機器を用いるものとし、事前に調査職員の承諾を得なければならない。

2. 調査方法

受注者は、図面及び特記仕様書の定める調査海域、調査時期、調査地点及び採集方法により行わなければならない。

3. 試料の固定

受注者は、標本瓶に移した試料をホルマリンで固定しなければならない。

3-2-5 分析、解析・考察

1. 試料の同定・分析

- (1) 受注者は、固定された試料の中から卵・稚子を選別するものとし、選別後のサンプルは、実体顕微鏡などで再検しなければならない。
- (2) 受注者は、卵・稚子の計数に実体顕微鏡を用い、種類別に個体数を計数しなければならない。

2. 調査結果の解析及び考察

受注者は、特記仕様書の定めにより、調査結果を解析し、考察しなければならない。

3-2-6 成 果

成果は、第2編3-1-6 成果を適用する。

3-2-7 照 査

照査は、第2編3-1-7 照査を適用する。

第3節 底生生物調査

3-3-1 適用の範囲

本節は、底生生物調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。

3-3-2 調査準備

調査準備は、第2編2-1-2 調査準備を適用する。

3-3-3 位置測量

位置測量は、第2編2-2-3 位置測量を適用する。

3-3-4 底生生物調査

1. 調査機器

受注者は、特記仕様書に定める調査機器を用いるものとし、事前に調査職員の承諾を得なければならない。

2. 調査方法

受注者は、図面及び特記仕様書に定める海域及び位置において、項目・時期及び頻度等により調査を行わなければならない。

3. 試料の固定

受注者は、特記仕様書に定める方法により試料の固定及び保存を行わなければならない。

3-3-5 分析、解析・考察

1. 試料の同定・分析

受注者は、特記仕様書の定める項目の同定・分析を行わなければならない。

2. 調査結果の解析及び考察

受注者は、特記仕様書の定めにより調査結果を解析し、考察しなければならない。

3- 3- 6 成 果

成果は、第2編3- 1- 6 成果を適用する。

3- 3- 7 照 査

照査は、第2編3- 1- 7 照査を適用する。

第4節 付着生物調査

3- 4- 1 適用の範囲

本節は、付着生物調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。

3- 4- 2 調査準備

調査準備は、第2編2- 1- 2 調査準備を適用する。

3- 4- 3 位置測量

位置測量は、第2編2- 2- 3 位置測量を適用する。

3- 4- 4 付着生物調査

1. 調査機材

受注者は、特記仕様書の定める調査機材を用いるものとし、事前に調査職員の承諾を得なければならない。

2. 調査方法

受注者は、図面及び特記仕様書に定める調査範囲、調査時期、基質の選択、調査地点及び試料の採取方法により実施しなければならない。

3. 試料の固定

受注者は、特記仕様書に定める方法により試料の固定及び保存を行わなければならない。

3- 4- 5 分析、解析・考察

1. 試料の同定・分析

受注者は、特記仕様書の定める項目の同定・分析を行わなければならない。

2. 調査結果の解析及び考察

受注者は、特記仕様書の定めにより調査結果を解析し、考察しなければならない。

3- 4- 6 成 果

成果は、第2編3- 1- 6 成果を適用する。

3-4-7 照 査

照査は、第2編3-1-7 照査を適用する。

第5節 藻場調査

3-5-1 適用の範囲

本節は、藻場調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。

3-5-2 調査準備

調査準備は、第2編2-1-2 調査準備を適用する。

3-5-3 位置測量

位置測量は、第2編2-2-3 位置測量を適用する。

3-5-4 藻場調査

1. 調査機器

受注者は、特記仕様書の定める調査機器を用いるものとし、事前に調査職員の承諾を得なければならない。

2. 調査方法

受注者は、図面及び特記仕様書に定める調査項目、調査時期、調査範囲、調査点、調査測線及び調査方法により実施しなければならない。

3. 試料の固定

受注者は、特記仕様書に定める方法により試料の固定及び保存を行わなければならない。

3-5-5 分析、解析・考察

1. 試料の同定・分析

受注者は、特記仕様書の定める項目の同定・分析を行わなければならない。

2. 調査結果の解析及び考察

受注者は、特記仕様書の定めにより、調査結果を解析し、考察を行わなければならない。

3-5-6 成 果

成果は、第2編3-1-6 成果を適用する。

3-5-7 照 査

照査は、第2編3-1-7 照査を適用する。

第6節 魚介類調査

3-6-1 適用の範囲

本節は、魚介類調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。

3-6-2 調査準備

調査準備は、第2編2-1-2 調査準備を適用する。

3-6-3 位置測量

位置測量は、第2編2-2-3 位置測量を適用する。

3-6-4 魚介類調査

1. 調査機材

受注者は、特記仕様書に定める調査機材を用いるものとし、事前に調査職員の承諾を得なければならない。

2. 調査方法

受注者は、図面及び特記仕様書の定める調査対象種、調査方法、調査時期、調査機器、調査位置及び統計調査により行わなければならない。

3. 試料の固定

受注者は、特記仕様書に定める方法により試料の固定及び保存を行わなければならない。

3-6-5 分析、解析・考察

1. 試料の同定・分析

受注者は、特記仕様書の定める項目の同定・分析を行わなければならない。

2. 調査結果の解析及び考察

受注者は、特記仕様書の定めにより、調査結果を解析し考察を行わなければならない。

3-6-6 成 果

成果は、第2編3-1-6 成果を適用する。

3-6-7 照 査

照査は、第2編3-1-7 照査を適用する。

第4章 気象・海象調査業務

第1節 気象調査

4-1-1 適用の範囲

本節は、気象調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。

4-1-2 調査準備

調査準備は、第2編2-1-2 調査準備を適用する。

4-1-3 風向・風速観測

1. 観測機器

受注者は、特記仕様書の定める種類及び性能の観測機器を用い、事前に調査職員の承諾を得なければならない。

2. 観測

(1) 受注者は、図面及び特記仕様書の定める観測項目、観測地点及び観測方法により観測しなければならない。

(2) 受注者は、観測に先立ち調査職員に機器の設置方法の承諾を得なければならない。

4-1-4 整 理

受注者は、特記仕様書の定めにより観測及び測定結果を整理し、解析を行わなければならない。

4-1-5 成 果

1. 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、成果物の種類、体裁、提出部数及びその他必要事項は、その定めによらなければならない。

2. 受注者は、成果物として次に掲げる内容を記載した報告書を作成し、調査職員に提出しなければならない。

- ・ 件 名
- ・ 調査目的
- ・ 観測場所
- ・ 観測期間
- ・ 観測機器
- ・ 観測方法
- ・ 観測並びに解析結果
- ・ 調査結果の考察

4-1-6 照 査

1. 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、照査技術者により照査を行わな

ければならない。

2. 照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。

- (1) 調査方針と気象調査内容の適切性
- (2) 観測記録と既存資料の整合性
- (3) 成果物の適切性

第2節 波浪調査

4-2-1 適用の範囲

本節は、波浪調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。

4-2-2 調査準備

調査準備は、第2編 2-1-2 調査準備を適用する。

4-2-3 波高・波向観測

1. 観測機器

受注者は、特記仕様書の定める種類及び性能の観測機器を用い、事前に調査職員の承諾を得なければならない。

2. 観測

- (1) 受注者は、図面及び特記仕様書の定める観測項目、観測地点及び観測方法により観測しなければならない。
- (2) 受注者は、観測に先立ち調査職員に機器の設置方法の承諾を得なければならない。
- (3) 受注者は、機器を設置して観測する場合、特記仕様書に定める標識を設置し、観測位置を表示しなければならない。

4-2-4 整理

整理は、第2編 4-1-4 整理を適用する。

4-2-5 成果

成果は、第2編 4-1-5 成果を適用する。

4-2-6 照査

1. 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、照査技術者により照査を行わなければならない。
2. 照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 調査方針と波浪調査内容の適切性
 - (2) 観測記録と既存資料の整合性
 - (3) 成果物の適切性

第3節 潮位調査

4-3-1 適用の範囲

本節は、潮位調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。

4-3-2 調査準備

調査準備は、第2編2-1-2 調査準備を適用する。

4-3-3 潮位観測

1. 観測機器等

観測機器等は、第2編1-1-4 簡易検潮等、1-1-5 水深測量1.(1)を適用する。

2. 水準測量

水準測量は、第2編1-1-5 水深測量1.(2)を適用する。

3. 検潮

検潮は、第2編1-1-5 水深測量1.(2)を適用する。

4-3-4 整 理

整理は、第2編4-1-4 整理を適用する。

4-3-5 成 果

成果は、第2編4-1-5 成果を適用する。

4-3-6 照 査

1. 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、照査技術者により照査を行わなければならない。
2. 照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 調査方針と潮位調査内容の適切性
 - (2) 観測記録と既存資料の整合性
 - (3) 成果物の適切性

第5章 磁気探査業務

第1節 磁気探査

5-1-1 適用の範囲

本節は、磁気探査に関する一般的事項を取り扱うものとする。

5-1-2 探査準備

受注者は、探査を実施するに当たり、必要な計画・準備を行わなければならない。

5-1-3 基準点測量

基準点測量は、第2編1-1-3 基準点測量を適用する。

5-1-4 磁気探査

1. 探査機器等

- (1) 受注者は、特記仕様書に定める種類及び性能を有する磁気探査機を用いなければならない。
- (2) 受注者は、磁気反応を連続して記録し、かつ、直視できる記録計を用いなければならない。
- (3) 受注者は、使用に先立ち調査職員に船位測定機及び音響測深機の承諾を得なければならない。

2. 磁気探査

- (1) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める区域の磁気探査を行わなければならない。なお、探査に先立ち調査職員に工程計画の承諾を得なければならない。
- (2) 磁気探査位置の測定方法は、第2編1-1-5 水深測量、3. 水深測量、(2)海上測位を適用するものとする。
- (3) 受注者は、特記仕様書に定める深度まで探査しなければならない。
- (4) 受注者は、特記仕様書に定める磁気量以上の磁気異常点を探知した場合、調査職員に通知しなければならない。
- (5) 受注者は、センサーを海底面に対し一定の高さになるようにして探査を行わなければならない。
- (6) 受注者は、動揺のないよう一定速度で磁気探査船を運航し、探査を行わなければならない。
- (7) 受注者は、磁気探査位置の確認を50mごとに行わなければならない。
- (8) 受注者は、探査区域を探査もれのないように行わなければならない。

5-1-5 解 析

1. 磁気量の単位は μ wbとする。

2. 受注者は、特記仕様書に定める最低の磁気量まで解析するものとし、解析結果について考察しなければならない。

5-1-6 成 果

1. 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、成果物の種類、体裁、提出部数及びその他必要事項は、その定めによらなければならない。
2. 受注者は、成果物として次に掲げる内容を記載した報告書を作成し、資料とともに調査職員に提出しなければならない。

(1) 報 告 書

- ・件 名
- ・探査場所
- ・探査期間
- ・探査位置図
- ・探査機器
- ・測定方法（探査測定方法、探査位置測定方法、磁気量算出方法）
- ・磁気異常測定値一覧表（位置、磁気量、埋没深度）

なお、異常点について説明を要するものは、測定値に付記しなければならない。

- ・総航跡図
- ・磁気異常点位置図
- ・解析結果の考察

(2) 資 料

- ・航跡図（原図）
- ・船位測定簿
- ・測定記録（磁気記録、音響測深記録）
- ・磁気量算出基礎資料
- ・磁気異常点集約資料
- ・使用した磁気探査機の総合感度試験資料

5-1-7 照 査

1. 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、照査技術者により照査を行わなければならない。
2. 照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。

- (1) 探査方針及び探査内容の適切性
- (2) 測定記録と計算結果の整合性
- (3) 測定記録と図面表現の整合性
- (4) 航跡と磁気異常点位置の的確性
- (5) 成果物の適切性

第6章 潜水探査業務

第1節 潜水探査

6-1-1 適用の範囲

本節は、潜水探査に関する一般的事項を取り扱うものとする。

6-1-2 探査準備

探査準備は、第2編 5-1-2 探査準備を適用する。

6-1-3 設 標

受注者は、潜水探査のため海上に標識桿等を設置しなければならない。

6-1-4 潜水探査

1. 受注者は、図面及び特記仕様書に定める区域及び位置の潜水探査を行わなければならない。なお、探査に先立ち調査職員に工程計画の承諾を得なければならない。また、GNSSを使用する場合は、当該契約の実施区域において行った精度の確認結果を添えて使用申請を調査職員に提出し、承諾を得なければならない。
2. 受注者は、磁気探査機を携行した潜水土により潜水探査を行わなければならない。なお、特記仕様書に簡易探査機による探査、突棒探査又は見通し探査の定めのある場合、それに従わなければならない。
3. 潜水探査
 - (1) 受注者は、探査区域を探査漏れのないように潜水探査を行わなければならない。
 - (2) 受注者は、事前に探査機の性能表を調査職員に提出し、その承諾を得なければならない。
 - (3) 受注者は、潜水探査により確認された磁気異常物が爆発物等の危険物以外の物であれば、すべて引き揚げなければならない。
ただし、引揚げが困難な場合の処置は、設計図書に基づいて調査職員と協議しなければならない。
 - (4) 受注者は、引き揚げられた異常物の現場発生品調書を作成し、図面及び特記仕様書に記載された場所又は調査職員の指示する場所で引き渡さなければならない。
 - (5) 引き揚げられた異常物が磁気探査の結果に照らし疑義があり、その原因が探査に瑕疵があると認められる場合、調査職員は、再度、潜水探査を指示するものとする。
4. 残存爆発物が発見された場合の処置
受注者は、潜水探査で残存爆発物その他危険物が発見された場合、位置の確認のできる標識を設置し、直ちに調査職員及び関係官公庁に通知しなければならない。

らない。

6-1-5 成 果

1. 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、成果物の種類、体裁、提出部数及びその他必要事項は、その定めによらなければならない。

2. 受注者は、成果物として次に掲げる内容を記載した報告書を作成し、調査職員に提出しなければならない。

- ・ 件 名
- ・ 探査場所
- ・ 探査期間
- ・ 探査位置図
- ・ 探査機器
- ・ 探査方法
- ・ 磁気異常物一覧表
一覧表には異常点番号、磁気量、品名、形状寸法、埋没深度、探査年月日等を記載するものとする。
- ・ 確認された磁気異常物の写真集
- ・ 磁気異常物の確認された位置図
- ・ 探査結果の考察

第7章 水理模型実験業務

第1節 水理模型実験

7-1-1 適用の範囲

本節は、水理模型実験に関する一般的事項を取り扱うものとする。

7-1-2 実験準備

受注者は、実験を行うにあたり、事前に実験目的・内容を把握し、実験の手順、計測方法等を検討するものとする。

7-1-3 実験

受注者は、特記仕様書の定めにより実験を行わなければならない。

7-1-4 整理・解析

受注者は、特記仕様書の定めにより実験結果の整理及び解析を行わなければならない。

7-1-5 成果

1. 受注者は、特記仕様書の定めのある場合、成果物の種類、体裁、提出部数及びその他必要な事項は、その定めによらなければならない。
2. 受注者は、次に掲げる内容を記載した報告書を作成し、資料とともに調査職員に提出しなければならない。

- ・件名
- ・実験場所
- ・実験期間
- ・実験機器
- ・波浪特性
- ・実験内容
- ・解析方法
- ・解析結果

7-1-6 協議・報告

協議・報告は、第2編2-4-7 協議・報告を適用する。

7-1-7 照査

1. 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、照査技術者により照査を行わなければならない。
2. 照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 実験方針と実験内容の適切性

(2) 実験結果と既存資料の整合性

(3) 成果物の適切性

第3編 土質調査業務

第1章 土質調査業務

第1節 土質調査

1-1-1 適用の範囲

本節は、土質調査のためのボーリング、サンプリング、原位置試験、検層及び土質試験（土の力学試験を含む。）に関する一般的事項を取り扱うものとする。

1-1-2 準 備

1. 受注者は、陸上部における調査で地下埋設物（電話線、送電線、ガス管、上下水道管、光ケーブルその他）が予想される場合は、調査職員に報告し関係機関と協議の上、現場立会い等を行い位置・規模・構造等を事前に確認するものとする。
2. 受注者は、調査目的に適合したボーリングマシン、ポンプ、サンプリング用具、原位置試験用具、検層用具及び材料を用いなければならない。なお、機械及び用具は、使用に先立ち調査職員の承諾を得るものとする。
3. 受注者は、地盤を乱さないように、真円回転で削孔できるボーリングマシン、ボーリングロッド、ケーシングパイプ等を用いなければならない。

1-1-3 位置測量

1. 受注者は、調査地点の測量基準点は調査職員の指示によらなければならない。
2. 受注者は、調査地点の測量に際して第2編1-1-3 基準点測量に準ずるものとし、資料を調査職員に提出しなければならない。

1-1-4 足 場

1. 受注者は、作業の安全及び調査精度を確保できる構造のボーリング作業用足場を用いなければならない。なお、足場の種類及び構造は、使用に先立ち調査職員の承諾を得なければならない。
2. 受注者は、海上足場の存置期間中、特記仕様書に定める標識を設置し、管理しなければならない。

1-1-5 ボーリング

1. 受注者は、ロータリー工法によるケーシングパイプ方式又はコアチューブ方式によりボーリングを行うものとし、事前に調査職員の承諾を得なければならない。
2. 受注者は、「表3-1 ボーリングの必要孔径」に示す孔径で削孔しなければならない。
なお、特記仕様書に定めのある場合は、この孔径によるものとする。

表 3-1 ボーリングの必要孔径

土質区分	必要孔径		調査目的
	コアチューブ [°]	ケーシングパイプ [°]	
粘性土 砂質土 礫質土	66mm	—	標準貫入試験、岩盤のコアリング
	86mm	97mm (90)	シンウォールサンプリング（エキステンションロッド式）、孔内水平載下試験、原位置ベ ーセン断試験、P S 検層、現場透水試験
	97mm	127mm (118)	シンウォールサンプリング（水圧式）、ロータリー式二重管・三重管サンプリング（砂、 硬質粘性土・礫質土のサンプリング等）

()：内径を示す。

3. 受注者は、削孔用具の口元としてガイドパイプを用いなければならない。
4. 受注者は、削孔に泥水を用い、孔壁の崩壊を防止しなければならない。
特に崩壊の恐れがある場合は、適切な径のケーシングパイプを挿入し、孔壁の崩壊を防止しなければならない。
5. 掘進深さ
受注者は、図面及び特記仕様書に定める深さまで掘進しなければならない。
ただし、図面及び特記仕様書に定める深さに達する以前に調査目的を達成できた場合又は図面及び特記仕様書に定める深さに達しても調査目的を達成できない場合は、速やかに調査職員に通知し、設計図書に関して調査職員と協議するものとする。

1- 1- 6 台船方式ボーリング

台船方式ボーリングは、第 3 編 1- 1- 5 ボーリングを適用する。

1- 1- 7 原位置試験

1. 標準貫入試験

- (1) 受注者は、「JIS A 1219標準貫入試験方法」により1.0mごとに標準貫入試験を行わなければならない。
ただし、図面及び特記仕様書に定めのある場合は、それに従うものとする。
- (2) 受注者は、粘性土の場合、原則として標準貫入試験を行わないものとする。
ただし、硬質粘性土で地層確認及び観察試料を採取する場合は、調査職員の指示によるものとする。
- (3) 受注者は、標準貫入試験用サンプラーを孔底に降ろし、標準貫入試験の深さが掘進した際の孔底深さであることを確認しなければならない。なお、孔底深さが 5 cm以上浅い場合は、規定の深さまで掘直しを行わなければならない。

い。

2. 原位置ベーンせん断試験

- (1) 受注者は、地盤の強さに応じてベーン寸法を選ばなければならない。
- (2) 受注者は、「JGS1411-2012原位置ベーンせん断試験方法」で試験を行わなければならない。
- (3) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める間隔で試験を行わなければならない。

3. 電気式静的コーン貫入試験

- (1) 受注者は、先端抵抗及び間隙水圧を測定しなければならない。
- (2) 受注者は、「JGS1435-2012電気式静的コーン貫入試験方法」で貫入試験等の試験を行わなければならない。
- (3) 受注者は、特記仕様書の定める貫入深さまで試験を行わなければならない。ただし、特記仕様書に定める貫入深さに達しない場合は、速やかに調査職員に通知し、設計図書に関して調査職員と協議するものとする。

4. 孔内水平載荷試験

- (1) 受注者は、使用する試験機の種類の使用に先立ち調査職員の承諾を得なければならない。
- (2) 受注者は、「JGS1421（孔内水平載荷試験方法【地盤のプレッシャーメーター試験】）」により載荷試験を行わなければならない。
- (3) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める実施地層及び試験間隔で試験を行わなければならない。

5. その他の原位置試験

受注者は、図面及び特記仕様書の定めによりその他の原位置試験を行わなければならない。

6. 検 層

(1) PS検層

- ①受注者は、「JGS1122-2012地盤の弾性波速度検層方法」を用い、特記仕様書に定める検層方法によりPS検層を行わなければならない。
- ②受注者は、図面及び特記仕様書の定める間隔で測定しなければならない。

(2) その他の検層

受注者は、特記仕様書の定めにより、その他の検層を行わなければならない。

7. 観察試料の採取

- (1) 受注者は、観察試料を1mごとに採取しなければならない。

ただし、採取間隔は、上記及び特記仕様書の定めにより難しい場合、調査職員の指示に従うものとする。

- (2) 受注者は、採取した観察試料を標本瓶に入れ、「表3-2 ラベル」に示すラベルを貼付し、土層の変化が分かるよう標本箱に整理し、調査職員に提出しなければならない。

表 3-2 ラベル

件名	
試料番号	号 番
採取深さ	m ~ m
土質名	
色調	
N 値	(回/30cm)
採取年月日	年 月 日
受注者	

1-1-8 台船方式原位置試験

台船方式原位置試験は、第3編1-1-7 原位置試験を適用する。

1-1-9 乱れの少ない試料採取

1. 軟らかい粘性土の試料採取

- (1) 受注者は、軟らかい粘性土の乱れの少ない試料を採取する場合、「JGS1221-2012固定ピストン式シンウォールサンプラーによる土試料の採取方法」に示されたエクステンションロッド式又は水圧式の固定ピストン式シンウォールサンプラーを用いなければならない。
- (2) 受注者は、乱れの少ない試料の採取を1.5mごとに行わなければならない。ただし、図面及び特記仕様書に定めのある場合は、それに従うものとする。
- (3) 受注者は、シンウォールサンプリングを行う場合「表3-3 サンプリングチューブ諸元」及び「図3-1 サンプリングチューブ」に定める諸元を有する引抜き管のサンプリングチューブを用いなければならない。
- (4) 受注者は、その他のサンプラーによりサンプリングを行う場合、特記仕様書に定める材質及び諸元を有する引抜き管のサンプリングチューブ又はライナーを用いなければならない。

表 3-3 サンプリングチューブ諸元

名称	記号	仕様
材質	Ds	ステンレススチール (SUS-304)
内径	t	75mm±0.5mm
肉厚	α	1.5mm~2.0mm
刃先角度	t'	6° ± 1°
刃先肉厚		0.2mm±0.05mm
長さ		1,000mm
扁平度		D t (max) - D t (min) < 1.5mm

ただし、D t (max)、D t (min) はそれぞれ任意の断面における最大外径、最小外径を示す。

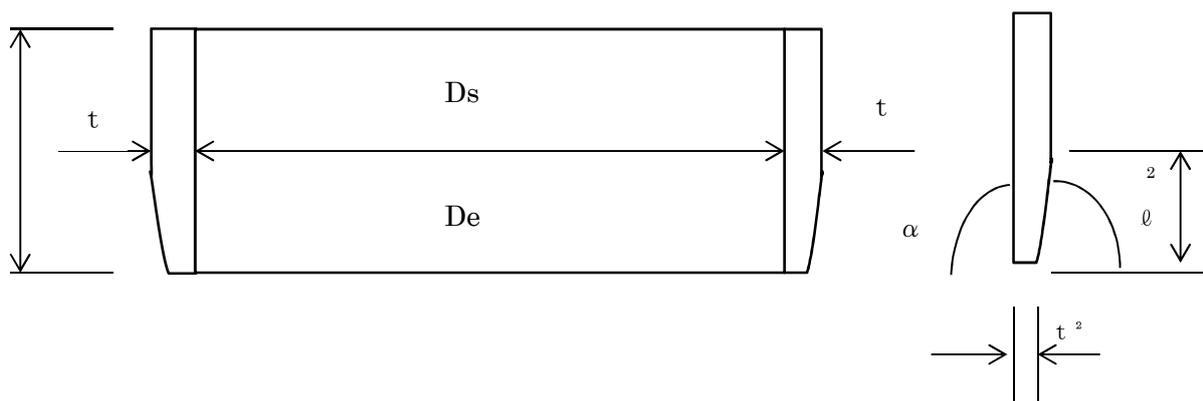


図 3 - 1 サンプリングチューブ

- (5) 受注者は、サンプリングチューブを反復使用してはならない。
- (6) 受注者は、サンプラーを孔底に降ろし、試料採取の深さが削孔した深さと一致することを確認しなければならない。なお、孔底深さが 5 cm 以上浅い場合は、規定の深さまで掘直しを行うものとする。
- (7) 受注者は、エクステンションロッドの場合、チェーン、ターンバックル等の伸びないものによりピストンを完全固定しなければならない。また、水圧式の場合にボーリングロッドをスピンドルチャック等によりピストンを完全固定しなければならない。
- (8) 受注者は、一様の速さで連続的に素早くサンプラーを押し込まなければならない。なお、押し込み量は、サンプリングチューブ全長の 80% を目標とするものとする。
- (9) 受注者は、サンプラー押し込み後、直ちに回転させないように引き上げなければならない。
- (10) 受注者は、振動を与えないようにサンプラーを解体しなければならない。また、ピストンの引抜きは、通気しながら徐々に行うものとする。
- (11) 受注者は、試料採取後、直ちに次に掲げる事項をサンプリングチューブに直接記入しなければならない。
 - ① 件 名
 - ② ボーリング孔番号
 - ③ 同一孔内の試料採取の順位
 - ④ 試料採取深さ
 - ⑤ 試料採取年月日
 - ⑥ 試料回収比（試料長／押込長）

表 3-4 試料番号記入例

件名	K12-5	2.75m~13.55m	1-80/80
(イ)	(ロ) (ハ)	(ニ)	(ホ)
H5-1-27			
(ホ)			

- (12) 受注者は、試料採取後に試料の移動及び状態が変化しないように直ちにパラフィンシール [パラフィン100に対して松脂3の割合 (重量比)] を行わなければならない。
- (13) 受注者は、サンプラー内面の土や水分を拭き取り、刃先部を1.5 cm以上、頭部を3 cm以上の厚さでシールしなければならない。
- (14) 受注者は、シール後にサンプリングチューブの両端にキャップを付してテープ等により目封じを行わなければならない。

2. 硬い粘性土、砂質土、砂の試料採取

- (1) 受注者は、土質及び調査目的により「JGS1222-2012 ロータリー式二重管サンプラーによる土試料の採取方法」、「JGS1223-2012 ロータリー式三重管サンプラーによる土試料の採取方法」及び「JGS1224-2012 ロータリー式スリーブ内蔵二重管サンプラーによる試料の採取方法」に示されたサンプラーのいずれかにより硬い粘性土、砂質土及び砂の乱れの少ない試料を採取しなければならない。

ただし、特記仕様書に定めのある場合は、それに従うものとする。

- (2) 受注者は、乱れの少ない試料の採取を1.5mごとに行わなければならない。
ただし、図面及び特記仕様書に定めのある場合は、それに従うものとする。
- (3) 受注者は、サンプリングチューブを反復使用してはならない。
- (4) 受注者は、地盤の軟硬に応じた適切な圧力と速度で連続してサンプラーを押し込まなければならない。なお、押し込み量はサンプリングチューブの有効採取長以上にならないようにしなければならない。
- (5) 受注者は、「JGS1222-2012 ロータリー式二重管サンプラーによる土試料の採取方法」、「JGS1223-2012 ロータリー式三重管サンプラーによる土試料の採取方法」及び「JGS1224-2012 ロータリー式スリーブ内蔵二重管サンプラーによる試料の採取方法」に定める諸元を有する引抜き管のサンプリングチューブを用いなければならない。
- (6) 受注者は、その他のサンプラーによるサンプリングを行う場合、特記仕様書に定める材質及び諸元を有する引抜き管のサンプリングチューブを用いなければならない。
- (7) 受注者は、採取した硬い粘性土試料に1. 軟らかい粘性土の試料採取(10)から(14)を適用し、取り扱わなければならない。

ただし、砂質土、砂試料については、特記仕様書の定めによるものとする。

3. 乱れの少ない試料の取扱い

- (1) 受注者は、採取した試料に振動、衝撃及び極端な温度変化を与えないよう取り扱いに注意しなければならない。
- (2) 受注者は、採取した試料をすみやかに所定の試験室に運搬しなければならない。
- (3) 受注者は、採取した試料に衝撃及び振動を与えないようにフォームラバー等の防護物を配し、静かに運搬しなければならない。

1- 1-10 岩盤試料採取

岩盤試料採取は、第3編1- 1- 7 原位置試験7. 観察試料の採取を適用する。

1- 1-11 土質試験

1. 受注者は、JIS及びJGSに定める方法により土質試験を行わなければならない。
2. 受注者は、特記仕様書の定める試験の種類、数量及び試験条件により土質試験を行わなければならない。
3. 受注者は、試験に先立ち調査職員に土質試験場所及び試験装置の承諾を得なければならない。
4. 調査職員は、土質試験の結果に疑義が生じた場合、又は、瑕疵が認められた場合、再試験を指示することがある。

1- 1-12 成 果

1. 受注者は、特記仕様書に定めのある調査目的を満足するよう、試験結果を整理しなければならない。
2. 成 果
 - (1) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、成果物の種類、体裁、提出部数及びその他必要事項は、その定めによらなければならない。
 - (2) 受注者は、成果物として次に掲げる内容を記載した報告書を調査職員に提出しなければならない。

- ・件 名
- ・調査場所
- ・調査期間
- ・調査位置図
- ・土層断面図
- ・土質柱状図
- ・土質試験結果
- ・サンプリング記録

原則として、地盤工学会制定「地盤調査の方法と解説」及び「地盤材料試験の方法と解説」の様式とする。

1- 1-13 照 査

1. 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、照査技術者により照査を行わなければならない
2. 照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 調査方針と土質調査内容の適切性
 - (2) 土質試験結果の適切性
 - (3) 成果物の適切性

第2節 音波探査

1- 2- 1 適用の範囲

本節は、音波探査による地層調査に関する一般的事項を取り扱うものとする。

1- 2- 2 探査準備

探査準備は、第3編1- 1- 2 準備を適用する。

1- 2- 3 位置測量

基準点測量は、第2編1- 1- 3 基準点測量を適用する。

1- 2- 4 音波探査

1. 受注者は、特記仕様書に定める種類及び性能を有する音波探査機を用いなければならない。
2. 受注者は、反射波情報を連続して記録し、かつ、直視できる記録計を用いなければならない。
3. 受注者は、使用に先立ち調査職員に船位測定機の承諾を得なければならない。
4. 音波探査
 - (1) 受注者は、図面及び特記仕様書に定める区域の音波探査を行わなければならない。なお、計画探査深度及び探査間隔は、特記仕様書の定めによるものとする。
 - (2) 受注者は、異常又は判読困難な記録及び欠測がある場合、再度、探査しなければならない。
 - (3) 水深測量は、第2編1- 1- 5 水深測量、3. 水深測量を適用する。

1- 2- 5 解 析

受注者は、特記仕様書の定める解析項目及びその解析方法により、結果の整理を行い、調査場所の地質構造について解析を行わなければならない。

1- 2- 6 成 果

1. 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、成果物の種類、体裁、提出部数及びその他必要事項は、その定めによらなければならない。

2. 受注者は、成果物として次に掲げる内容を記載した報告書を作成し、資料とともに調査職員に提出しなければならない。

(1) 報告書

- ・地質構造図
- ・測深図（深浅測量）
- ・調査結果と考察
- ・地質断面図
- ・航跡図

(2) 資料

- ・音波探査測定記録
- ・深浅測量

深浅測量資料は、第2編1-1-6 成果、2. (3)資料を適用するものとする。

1-2-7 照 査

1. 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、照査技術者により照査を行わなければならない。

2. 照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。

- (1) 調査方針と音波探査内容の適切性
- (2) 音波探査結果の適切性
- (3) 成果物の適切性
- (4) 既存資料及びボーリング結果との整合性

第4編 設計等業務

第1章 設計業務

第1節 基本設計

1-1-1 適用の範囲

1. 本節は、漁港漁場の施設及び海岸保全施設の設計に関する一般的事項を取り扱うものとする。その他類似の施設の設計は、これを準用するものとする。
2. 土木構造物の設計に必要な設計条件に関する一般的事項は、**第4編1-1-3 設計条件**において取り扱うものとする。
3. 施設の構造形式及び断面その他基本的形状を決定するための予備・基本設計に関する一般的事項は、第4編1-1-4 構造形式の選定において取り扱うものとする。

1-1-2 設計計画及び資料収集・整理

1. 計画準備

受注者は、設計に先立ち業務の目的及び内容を把握し、現況の把握及び関連資料の収集を行わなければならない。

2. 使用する基準及び図書

- (1) 受注者は、「漁港漁場整備事業の推進に関する基本方針（平成14年3月7日官報掲載）のⅢ. 漁港漁場整備事業の施行上必要とされる技術的指針に関する事項」及び「漁港・漁場の施設の設計参考図書（2015年版）（社）全国漁港漁場協会」、並びに「海岸保全施設の技術上の基準・同解説（平成16年6月）」を参考の上、設計業務を実施しなければならない。
- (2) 受注者は、特記仕様書に(1)以外で使用する基準及び図書の定めのある場合、これによらなければならない。
- (3) 受注者は、(1)及び(2)以外の基準及び図書を設計に用いる場合、あらかじめ調査職員の承諾を得なければならない。

3. 設計手法

- (1) 受注者は、特殊な構造又は特殊な設計方法を用いる場合、あらかじめ調査職員に設計手法の承諾を得なければならない。
- (2) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、特記仕様書の定める設計手法により設計しなければならない。

4. 特許工法

受注者は、特許工法又は特殊工法を用いて設計する場合、あらかじめ調査職員の承諾を得なければならない。

5. リサイクル計画書の作成

受注者は、設計にあたって建設副産物の発生、抑制、再利用の促進等の視点を取り入れた設計を行わなければならない。また、建設副産物の検討成果として、調査職員の指示する様式によりリサイクル計画書を作成する。

1- 1- 3 設計条件

1. 自然条件

- (1) 受注者は、特記仕様書に定める土質条件、海象条件、気象条件、地震及びその他設計に必要な自然条件に基づき設計しなければならない。
- (2) 受注者は、特記仕様書の定めにより設計に用いる自然条件を決定する場合、調査職員にその決定結果の承諾を得なければならない。

2. 材料条件

- (1) 受注者は、JIS又は同等以上の品質を有するもの若しくは一般市場に流通する材料及び製品を用いて設計するものとする。なお、主要な使用材料の規格は、特記仕様書の定めによるものとする。
- (2) 受注者は、(1)以外の材料及び製品を使用する場合、あらかじめ調査職員の承諾を得なければならない。

3. 施工条件

- (1) 受注者は、特記仕様書に定める施工条件を考慮して設計しなければならない。
- (2) 受注者は、必要に応じて安定計算や地盤改良の検討を行い、基礎の断面を決定しなければならない。

1- 1- 4 構造形式の選定

1. 受注者は、構造形式の異なる比較案を提案し、安定性、耐久性、経済性、施工性及びその他必要な要件を検討のうえ、最適構造形式を選定しなければならない。なお、構造形式の選定は、調査職員の承諾を得なければならない。
2. 受注者は、特記仕様書に定めるケース数の工区別比較案を作成するものとする。
3. 受注者は、設計計算で使用した公式、その計算過程及び引用文献を成果物に記載しなければならない。
4. 受注者は、特殊な構造又は工法を採用した場合、施工上特に留意すべき点を成果物に記載しなければならない。

1- 1- 5 構造諸元の決定

1. 概算数量

- (1) 受注者は、計画平面図、標準断面図、縦断図及びその他作成した図面に基づき**第4編1- 1- 4 構造形式の選定1.**の経済性の比較に必要な概算数量を比較案ごとに工種別、材料別に算出しなければならない。
- (2) 受注者は、あらかじめ調査職員に算出する概算数量の工種名、材料名、規格及び数値の承諾を得るものとする。

2. 概算工事費

受注者は、1. で算出した概算数量に基づき比較案ごとに概算工事費を算出するものとする。なお、使用する単価はあらかじめ調査職員に承諾を得なければならない。

3. 工事施工計画

受注者は、特記仕様書に定めのある場合、工事施工計画書を作成するものとする。

1-1-6 図面作成

受注者は、選定した構造形式について、標準断面図、平面図、その他必要な図面を作成しなければならない。

1-1-7 成 果

1. 受注者は、基本設計の成果として、「表4-1 予備・基本設計成果物項目」に示す内容の成果物を作成し、調査職員に提出するものとする。

表4-1 予備・基本設計成果物項目

成 果 物	内 容
I. 報告書	
1) 設計説明書	設計位置、目的、延長、比較検討結果の概要
2) 設計計算書	比較案選定理由、設計計算他
3) 数量計算書	各比較案の工種別、材料別、数量の算出
4) 概算工事費算出書	各比較案の数量計算に基づく概算工事費の算出
5) 付帯構造物設計書	防舷材、係船柱等
6) 設計	選定した構造形式に基づく標準断面図、計画平面図、縦断面図他必要な図面の作成
7) 施工計画書	
8) リサイクル計画書	
II. 設計図面	

2. 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、「表4-1 予備・基本設計成果物項目」に示す以外にその定める成果物を作成し、調査職員に提出しなければならない。

3. 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、関連機関との協議用資料を作成し、調査職員に提出しなければならない。

1-1-8 協議・報告

協議・報告は、第2編2-4-7 協議・報告を適用する。

1-1-9 照 査

1. 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、照査技術者により照査を行わなければならない。

2. 照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。

(1) 設計条件の適切性

- (2) 設計方針及び設計内容の適切性
- (3) 設計計算書と設計図との整合性
- (4) 概算数量及び概算工事費算出内容の適切性
- (5) 最適構造形式の適切性
- (6) 施工性

第2節 細部設計

1-2-1 適用の範囲

本節は、第1節予備・基本設計で決定された構造形式の施設又は特記仕様書に定める施設の部材諸元を定め、詳細な部材構成材料及び数量を決定するための細部設計に関する一般的事項を取り扱うものとする。

1-2-2 設計計画

設計計画は、必要に応じ、第4編1-1-2 設計計画及び資料収集・整理を適用する。

1-2-3 設計波の算定

1. 受注者は、図面及び特記仕様書に定めのある場合、設計波を算定しなければならない。
2. 受注者は、設計波の算定で使用した公式、その計算過程及び引用文献を成果物に記載しなければならない。

1-2-4 配筋計算

1. 受注者は、図面及び特記仕様書に定める対象施設及び対象範囲の細部設計を行わなければならない。
2. 受注者は、基本設計の成果物及び土質資料及びその他の設計条件に基づき細部設計を行い、部材の設計計算書、施設の詳細図面及び数量計算書を作成しなければならない。
3. 受注者は、設計計算で使用した公式、その計算過程及び引用文献を成果物に記載しなければならない。
4. 受注者は、特殊な構造又は特殊な工法を採用する場合、施工上特に留意すべき点を成果物に記載しなければならない。

1-2-5 数量計算

1. 受注者は、詳細図面に基づき工種別、材料別に数量を算出し、数量計算書に算出根拠及び算出結果を記載しなければならない。
2. 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、1. で算出した数量計算に基づき概算工事費を算出しなければならない。
3. 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、工事施工計画書を作成しなければならない。

1-2-6 図面作成

受注者は一般図、配筋図等を作成しなければならない。

1-2-7 付帯施設

受注者は、特記仕様書に定めのある場合、対象付帯施設の設計を行わなければならない。

1-2-8 成 果

1. 受注者は、細部設計の成果として、「表4-2 細部設計成果物項目」に示す内容の成果物を作成し、調査職員に提出しなければならない。
2. 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、「表4-2 細部設計成果物項目」に示す以外にそれに定める成果物を作成し、調査職員に提出しなければならない。

表4-2 細部設計成果物項目

成 果 物	内 容
I. 報告書 1) 設計説明書 2) 細部設計計算書 3) 設計図面 4) 計算書	設計位置、目的、延長、設計経過の概要、新技術の提案 設計図書に基づく工種別、材料別の数量の算出
II. 設計図面	

1-2-9 協議・報告

協議・報告は、第2編2-4-7 協議・報告を適用する。

1-2-10 照 査

1. 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、照査技術者により照査を行わなければならない。
2. 照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 設計条件の適切性
 - (2) 設計方針及び設計内容の適切性
 - (3) 設計計算書と設計図との整合性
 - (4) 数量計算内容の適切性

第3節 実施設計

1-3-1 適用の範囲

本節は、第1節予備・基本設計及び第2節細部設計で設計を行った施設又は特記仕様書に定める施設における工事の実施に必要な図面作成及び数量計算を

行うための実施設計に関する一般的事項を取り扱うものとする。

1-3-2 設計計画

受注者は、設計に当り、事前に業務の目的、内容を把握し、業務の遂行に必要な計画を立案しなければならない。なお、必要に応じ、第4編1-1-2 設計計画及び資料収集・整理を適用する。

1-3-3 図面作成

1. 受注者は、図面及び特記仕様書に定める対象施設及び対象範囲の実実施設計を行わなければならない。
2. 受注者は、第1節予備・基本設計及び第2節細部設計で決定された構造形式の施設又は特記仕様書に定める構造形式の施設に基づき実施設計を行い、工事の実施に必要な平面図、縦断図、横断図及び数量計算書を作成しなければならない。なお、作成及び算出を必要とする図面及び数量は、特記仕様書の定めによるものとする。
3. 受注者は、施工上特に留意すべき点を成果物に記載しなければならない。
4. 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、仮設構造物の検討を行わなければならない。

1-3-4 数量計算

1. 受注者は、作成した図面に基づき工種別、材料別に数量を算出し、数量計算書に算出根拠及び算出結果を記載しなければならない。
2. 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、1. で算出した数量に基づき工事費を算出しなければならない。
3. 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、工事施工計画書を作成しなければならない。

1-3-5 成 果

1. 受注者は、実施設計の成果として、「表4-3 実施設計成果物項目」に示す内容の成果物を作成し、調査職員に提出しなければならない。

表4-3 実施設計成果物項目

成 果 物	内 容
I. 報告書	
1) 設計説明書	設計位置、目的、延長、構造形式
2) 設計図面	工事の実施に必要な図面の作成
3) 数量計算書	設計図面に基づく工種別、材料別の数量の算出
II. 設計図面	

2. 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、「表4-3 実施設計成果物項目」

に示す以外にそれに定める成果物を作成し、調査職員に提出しなければならない。

1- 3- 6 協議・報告

協議・報告は、2編2- 4- 7 協議・報告を適用する。

1- 3- 7 照 査

1. 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、照査技術者により照査を行わなければならない。
2. 照査技術者が行う照査は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 構造形式及び構造物と設計図との整合性
 - (2) 数量算出内容の適切性

第 2 編 現場技術業務共通仕様書

現場技術業務共通仕様書

目 次

第1章 総 則	2-1
第101条 適 用	2-1
第102条 用語の定義	2-1
第103条 業務の着手	2-3
第104条 調査職員	2-4
第105条 管理技術者	2-4
第106条 担当技術者の資格	2-5
第107条 適切な技術者の配置	2-5
第108条 提出書類	2-5
第109条 打合せ等	2-6
第110条 業務計画書	2-6
第111条 業務に必要な資料の取扱い	2-7
第112条 土地への立ち入り等	2-7
第113条 成果物の提出	2-8
第114条 関係法令及び条例等の遵守	2-8
第115条 検 査	2-8
第116条 再 委 託	2-8
第117条 守秘義務	2-9
第118条 情報セキュリティにかかる事項	2-9
第119条 安全等の確保	2-9
第120条 条件変更等	2-10
第121条 修 補	2-11
第122条 契約変更	2-11
第123条 履行期間の変更	2-11
第124条 一時中止	2-12
第125条 発注者の賠償責任	2-12
第126条 受注者の賠償責任	2-12
第127条 臨機の措置	2-13
第128条 関係官公庁への手続き等	2-13
第129条 地元関係者との交渉等	2-13
第130条 個人情報の取扱い	2-14

第 131 条	行政情報流出防止対策の強化	2-15
第 132 条	暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置	2-16
第 133 条	保険加入の義務	2-17

第 2 章	監督に関する補助業務	2-18
第 201 条	担当技術者	2-18
第 202 条	業務内容	2-18
第 203 条	管理技術者の行う業務	2-19
第 204 条	業務委託証明書	2-20
第 205 条	報 告	2-20
第 206 条	成 果 物	2-20
第 207 条	業務区分	2-21
第 208 条	施工計画書	2-22
第 209 条	工程管理図	2-22
第 210 条	立ち会い	2-22
第 211 条	検 測	2-22
第 212 条	材料検査等	2-22
第 213 条	品質管理	2-23
第 214 条	工事受注者に対する支給品等	2-23
第 215 条	工事現場発生品	2-23
第 216 条	事故報告	2-23
第 217 条	書面での報告	2-23

第1章 総則

第101条 適用

1. 現場技術業務共通仕様書（以下、「共通仕様書」という。）は、沖縄県土木建築部の発注する現場技術業務に係る土木設計業務等請負契約書（以下、「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。
2. 設計図書は、相互に補完し合うものとし、そのいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。
3. 特記仕様書、図面、共通仕様書又は指示や協議等の間に相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合など業務の遂行に支障を生じたり、今後相違することが想定される場合、受注者は調査職員に確認して指示を受けなければならない。
4. 設計業務、測量業務及び地質・土質調査業務等に関することについては、各共通仕様書によるものとする。

第102条 用語の定義

共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

1. 「発注者」とは、沖縄県財務規則第2条第7号の規定に基づく契約担当者という。
2. 「受注者」とは、業務の実施に関し、発注者と委託契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。又は、法令の規定により認められたその一般承継人をいう。
3. 「調査職員」とは、契約図書に定められた範囲内において受注者又は管理技術者に対する指示、承諾又は協議等の職務を行う者で、契約書第9条第2項《調査職員の条項》に規定する者であり、総括調査員、一般調査員を総称している。
4. 「総括調査員」とは、業務の総括業務を担当し、主に管理技術者に対する指示、承諾又は、協議のうち重要なものの処理及び重要な業務内容の変更、一時中止の必要があると認める場合における契約担当者への報告を行い、一般調査員の指揮監督を行う者をいう。重要なものの処理及び重要な業務内容の変更とは、契約変更に係る指示、承諾等をいう。
5. 「主任調査員」とは、業務を担当し、主に管理技術者に対する指示、承諾又は協議の処理（重要なものを除く。）、業務内容の変更（重要なものは除く。）、

総括調査員への報告及び調査員への指示を行う者をいう。

6. 「調査員」とは、業務を担当し、主に、総括調査員又は主任調査員が指示、承諾を行うための内容確認及び総括調査員又は主任調査員への報告を行う者をいう。
7. 「検査職員」とは、業務の完了検査及び指定部分に係る検査にあたって、契約書第31条第2項《検査等の条項》の規定に基づき、検査を行う者をいう。
8. 「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統括等を行う者で、契約書第10条第1項《管理技術者の条項》の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。
9. 「担当技術者」とは、管理技術者のもとで業務を担当する者で、受注者が定めた者(管理技術者を除く)をいう。
10. 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。
11. 「契約書」とは、別冊の「契約書」をいう。
12. 「設計図書」とは、仕様書、図面、数量総括表、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。
13. 「仕様書」とは、共通仕様書及び特記仕様書（これらにおいて明記されている適用すべき諸基準を含む。）を総称していう。
14. 「共通仕様書」とは、業務に共通する技術上の指示事項等を定める図書をいう。
15. 「特記仕様書」とは、共通仕様書を補足し、業務の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。
16. 「数量総括表」とは、業務に関する工種、設計数量及び規格を示した書類をいう。
17. 「現場説明書」とは、業務の入札等に参加する者に対して、発注者が当該業務の契約条件を説明するための書類をいう。
18. 「質問回答書」とは、現場説明書に関する入札等参加者からの質問書に対して、発注者が回答する書面をいう。
19. 「図面」とは、入札等に際して発注者が交付した図面及び発注者から変更又は追加された図面及び図面のもとになる計算書等をいう。
20. 「指示」とは、調査職員が受注者に対し業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
21. 「請求」とは、発注者又は受注者が契約内容の履行あるいは変更に関して相手方に書面をもって行為、あるいは同意を求めることをいう。
22. 「通知」とは、発注者若しくは調査職員が受注者に対し、又は受注者が発注者若しくは調査職員に対し、業務に関する事項について書面をもって知らせることをいう。

23. 「報告」とは、受注者が調査職員に対し、業務の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。
24. 「申し出」とは、受注者が契約内容の履行あるいは変更に関し、発注者に対して書面をもって同意を求めることをいう。
25. 「承諾」とは、受注者が調査職員に対し、書面で申し出た業務の遂行上必要な事項について、調査職員が書面により業務上の行為に同意することをいう。
26. 「質問」とは、不明な点に関して書面をもって問うことをいう。
27. 「回答」とは、質問に対して書面をもって答えることをいう。
28. 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者又は調査職員と受注者が対等の立場で合議することをいう。
29. 「提出」とは、受注者が調査職員に対し、業務に係わる事項について書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
30. 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は捺印したものを有効とする。緊急を要する場合は、ファクシミリ又は電子メールにより伝達できるものとするが、後日書面と差し換えるものとする。
31. 「検査」とは、契約書第 31 条《検査等の条項》に基づき、検査職員が業務の完了または既済部分の確認することをいう。
32. 「打合せ」とは、業務を適正かつ円滑に実施するために管理技術者と調査職員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。
33. 「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。
34. 「協力者」とは、受注者が業務の遂行にあたって、再委託する者をいう。
35. 「使用人等」とは、協力者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずるものをいう。
36. 「了解」とは、契約図書の基づき、調査職員が受注者に指示した処理内容・回答に対して、理解して承認することをいう。
37. 「受理」とは、契約図書に基づき、受注者、調査職員が相互に提出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。

第 103 条 業務の着手

受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後、15 日（沖縄県の休日定める条例（平成 3 年沖縄県条例第 15 号）第 1 条に規定する県の休日（以下、「休日等」という。）を含まない。）以内に業務等に着手しなければならない。この場合において、着手とは管理技術者が業務の実施のため調査職員と

の打合せを行うことをいう。

第 104 条 調査職員

1. 発注者は、業務における調査職員を定め、受注者に通知するものとする。
2. 調査職員は、契約図書に定められた事項の範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。
3. 契約書の規定に基づく調査職員の権限は、契約書第 9 条《調査職員の権限の条項》に規定した事項である。
4. 調査職員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合、調査職員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者はその指示等に従うものとする。調査職員は、その指示等を行った後 7 日以内に書面で受注者に指示するものとする。

第 105 条 管理技術者

1. 受注者は業務における管理技術者を定め、発注者に通知するものとする。
2. 管理技術者に委任できる権限は契約書第 10 条第 2 項《管理技術者の条項》に規定した事項とする。ただし、受注者が管理技術者に委任できる権限を制限する場合は発注者に書面をもって報告しない限り、管理技術者は受注者の一切の権限（契約書第 10 条第 2 項《管理技術者の条項》の規定により行使できないとされた権限を除く。）を有するものとされ発注者及び調査職員は管理技術者に対して指示等を行えば足りるものとする。
3. 管理技術者は、第 202 条に示す内容について担当技術者が適切に行うように、指揮監督しなければならない。
4. 受注者は、原則として競争参加資格確認申請書に記載した予定管理技術者を管理技術者に定めなければならない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の承諾を得なければならない。
5. 管理技術者は、業務の履行にあたり、次のいずれか又は発注者が別に示す資格保有者であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。

- ・ 技術士（総合技術監理部門－水産、港湾及び空港）
（水産部門－水産土木）
（建設部門－港湾及び空港）
- ・ 一級土木施工管理技士
- ・ R C C M (技術士部門と同様の部門限る)

6. 管理技術者は、調査職員が指示する関連のある業務の受注者と十分に協議の上、相互に協力し、業務を実施しなければならない。
7. 管理技術者は、担当技術者を兼ねることはできない。

第106条 担当技術者の資格

1. 第201条で示されている担当技術者については、次のいずれかに該当する者であること。また、業務内容が土木以外の分野であるもの、若しくは相当程度含まれるものについては、発注者が別に示す資格を有すること。
 - ・技術士（総合技術監理部門－水産、港湾及び空港）
（水産部門－水産土木）
（建設部門－港湾及び空港）
 - ・一級土木施工管理技士又は二級土木施工管理技士
 - ・RCCM(技術士部門と同様の部門限る)
2. 受注者は担当技術者を定めた場合は、その氏名、その他必要な事項を調査職員に通知しなければならない。

第107条 適切な技術者の配置

1. 管理技術者及び担当技術者を定めるときは、当該業務の対象となる工事の受注者と、資本・人事面において関係がある者を置いてはならない。
2. 調査職員は、必要に応じて、次に示す事項について報告を求めることができる。
 - (1) 技術者経歴・職歴
 - (2) 資本・人事面において関係があると認められると考えられる企業（建設業許可業者、製造業者等）の名称及び受注者とその企業との関係に関する事項。

第108条 提出書類

1. 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を調査職員を経て、発注者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、業務委託料（以下、「委託料」という。）に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、調査職員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際に指定した書類を除く。
2. 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。

3. 受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が 100 万円以上の業務について、業務実績情報システム（以下、「テクリス」という。）に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約締結後、15 日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15 日（休日等を）以内に、完了時は業務完了後、15 日（休日等を除く）以内に、書面により調査職員の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録内容に訂正が必要な場合、テクリスに基づき、「訂正のための確認のお願い」を作成し、訂正があった日から 15 日（休日等を除く）以内に調査職員の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。受注者は、契約時において、総合評価落札方式にて調達される建設コンサルタント業務において調査基準価格を下回る金額で落札した場合、テクリスに業務実績情報を登録する際は、業務名称の先頭に「【低】」を追記した上で「登録のための確認のお願い」を作成し、調査職員の確認を受けること。

例：【低】○○○○業務また、登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに調査職員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が、15 日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

第 109 条 打合せ等

1. 業務を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と調査職員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて打合せ記録簿を作成するものとする。
2. 業務着手時及び設計図書で定める業務の区切りにおいて、管理技術者と調査職員は打合せを行うものとし、その結果について書面（打ち合わせ記録簿）に記録し相互に確認しなければならない。
3. 管理技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに調査職員と協議するものとする。

第 110 条 業務計画書

1. 受注者は、契約締結後、14 日（休日等を含む）以内に業務計画書を作成し、調査職員に提出しなければならない。
2. 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。

- (1) 業務概要
 - (2) 実施方針（情報セキュリティに関する対策も含む）
 - (3) 業務工程
 - (4) 業務組織計画
 - (5) 打合せ計画
 - (6) 連絡体制（緊急時含む）
 - (7) その他
3. 受注者は、業務計画書の内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえで、その都度調査職員に変更業務計画書を提出しなければならない。
 4. 調査職員が指示した事項については、受注者はさらに詳細な業務計画に係る資料を提出しなければならない。

第 111 条 業務に必要な資料の取扱い

1. 一般に広く流布されている各種基準及び参考図書等の業務の実施に必要な資料については、受注者の負担において適切に整備するものとする。
2. 調査職員は、必要に応じて、業務の実施に必要な資料を受注者に貸与するものとする。
3. 受注者は、貸与された資料の必要がなくなった場合は、直ちに調査職員に返却するものとする。
4. 受注者は、貸与された資料を丁寧に扱い、損傷してはならない。万一、損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。
5. 受注者は、貸与された資料については、業務に関する資料の作成以外の目的で使用、複写等してはならない。
6. 受注者は、貸与された資料を第三者に貸与、閲覧、複写、譲渡又は使用させてはならない。

第 112 条 土地への立ち入り等

1. 受注者は、業務を実施するため国有地、公有地又は私有地に立ち入る場合は、契約書第 13 条第 1 項《土地への立ち入りの条項》の定めに従って調査職員及び関係者と十分な協調を保ち業務が円滑に進捗するように努めなければならない。なお、やむを得ない理由により現地への立ち入りが不可能となった場合には、ただちに調査職員に報告し指示を受けなければならない。
2. 受注者は、業務実施のため植物伐採、垣、柵等の除去又は土地若しくは工作物を一時使用する時は、あらかじめ調査職員に報告するものとし、報告を受物を一時的に使用する時は、あらかじめ調査職員に報告するものとし、報告を受けた調査職員は、当該土地所有者及び占有者の許可を得るものとする。なお、

第三者の土地への立ち入りについては、当該土地占有者の許可は、発注者が得るものとするが、調査職員の指示がある場合は受注者はこれに協力しなければならない。

3. 受注者は、前項の場合において生じた損失のため必要となる経費の負担については、設計図書に示す外は調査職員と協議により定めるものとする。

第 113 条 成果物の提出

1. 受注者は、業務が完了したときは、第 206 条に示す成果物を業務完了報告書とともに提出し、検査を受けるものとする。
2. 受注者は、設計図書に定めがある場合、又は調査職員の指示する場合で、同意した場合は履行期間途中においても、成果物の部分引き渡しを行うものとする。
3. 受注者は、成果物において使用する計量単位は、国際単位系（S I）とする。

第 114 条 関係法令及び条例等の遵守

受注者は、業務の実施にあたっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

第 115 条 検査

1. 受注者は、契約書第 3 1 条第 2 項《検査及び引渡しの条項》の規定に基づき、業務完了報告書を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、調査職員に提出していなければならない。
2. 発注者は、業務の検査に先立って受注者に対して書面をもって検査日を通知するものとする。この場合において受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備しなければならない。この場合検査に要する費用は受注者の負担とする。
3. 検査職員は、調査職員及び管理技術者の立ち会いの上、検査を行うものとする。

第 116 条 再委託

1. 契約書第 7 条第 1 項《一括再委託等の禁止の条項》に規定する「主たる部分」とは、次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。
 - (1) 業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
2. 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理（単純な電算処理に限る）、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の

承諾を必要としない。

3. 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、発注者の承諾を得なければならない。
4. 受注者は、業務を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。なお、再委託の相手方は、沖縄県農林水産部の指名競争参加資格者である場合は、沖縄県農林水産部の指名停止期間中であってはならない。

第117条 守秘義務

1. 受注者は、契約書第1条第5項《秘密の保持等の条項》の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
2. 受注者は、当該業務の結果（業務処理の過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複製させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得たときはこの限りではない。
3. 受注者は、本業務に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報を第110条に示す業務計画書の業務組織計画に記載される者以外には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用してはならない。
4. 受注者は、当該業務に関して発注者から貸与された情報、その他知り得た情報を当該業務の終了後においても第三者に漏らしてはならない。
5. 取り扱う情報は、アクセス制限、パスワード管理等により適切に管理するとともに、当該業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、発注者の許可なく複製・転送等をしないこと。
6. 受注者は、当該業務完了時に、業務の実施に必要な貸与資料（書面、電子媒体）について、発注者への返却若しくは消去又は破棄を確実に行うこと。
7. 受注者は、当該業務の遂行において貸与された発注者の情報の外部への漏洩若しくは目的外利用が認められ又そのおそれがある場合には、これを速やかに発注者に報告するものとする。

第118条 情報セキュリティにかかる事項

受注者は、発注者と同等以上の情報セキュリティを確保しなければならない。

第119条 安全等の確保

1. 受注者は、屋外で行う業務の実施に際しては、当該業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。
2. 受注者は、特記仕様書に定めがある場合には、所轄警察署、道路管理者、鉄

道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、業務実施中の安全を確保しなければならない。

3. 受注者は、業務の実施にあたり、事故が発生しないよう使用人等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。
4. 受注者は、業務の実施にあたっては、安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じておくものとする。
5. 受注者は、業務の実施にあたり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。
 - (1) 業務に伴い伐採した立木等を焼却する場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い必要な措置を講じなければならない。
 - (2) 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。
 - (3) 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には、周辺に火気の使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整理に努めなければならない。
6. 受注者は、爆発物等の危険物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じなければならない。
7. 受注者は、業務の実施にあたっては、豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておかなければならない。災害発生時においては第三者及び使用人等の安全確保に努めなければならない。
8. 受注者は、業務実施中に事故等が発生した場合は、直ちに調査職員に報告するとともに、調査職員が指示する様式により事故報告書を速やかに調査職員に提出し、調査職員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。

第 120 条 条件変更等

1. 契約書第 18 条第 1 項第 5 号《条件変更等の条項》に規定する「予期することのできない特別な状態」とは、契約書第 29 条第 1 項《不可抗力による損害の条項》に規定する天災等その他の不可抗力による場合のほか、発注者と受注者が協議し当該規程に適合すると判断した場合とする。
2. 調査職員が、受注者に対して契約書第 18 条《条件変更等の条項》、19 条《設計図書等の変更等の条項》及び 21 条《業務に係る受注者の提案の条項》の規定に基づく設計図書の変更又は訂正の指示を行う場合は、指示書によるものとする。

第 121 条 修補

1. 受注者は、修補は速やかに行わなければならない。
2. 検査職員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して期限を定めて修補を指示することができるものとする。
3. 検査職員が修補の指示をした場合において、修補の完了の確認は検査職員の指示に従うものとする。
4. 検査職員が指示した期間内に修補が完了した場合には、発注者は、契約書第 31 条第 1 項《検査及び引渡しの際の条項》の規定に基づき検査の結果を受注者に通知するものとする。

第 122 条 契約変更

1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、業務委託契約の変更を行うものとする。
 - (1) 業務内容の変更により委託料に変更を生じる場合
 - (2) 履行期間の変更を行う場合
 - (3) 調査職員と受注者が協議し、業務施行上必要があると認められる場合
 - (4) 契約書第 30 条第 1 条《業務委託料の変更に代える設計図書の変更の条項》の規定に基づき委託料の変更に代える設計図書の変更を行った場合
2. 発注者は、前項の場合において、変更する契約図書を次の各号に基づき作成するものとする。
 - (1) 第 120 条の規定に基づき、調査職員が受注者に指示した事項
 - (2) 業務の一時中止に伴う増加費用及び履行期間の変更等決定済の事項
 - (3) その他発注者又は調査職員と受注者との協議で決定された事項

第 123 条 履行期間の変更

1. 発注者は、受注者に対して業務の変更の指示を行う場合において、履行期間変更協議の対象であるか否かを合わせて事前に通知しなければならない。
2. 発注者は、履行期間変更協議の対象であると確認された事項及び業務の一時中止を指示した事項であっても、残履行期間及び残業務量等から履行期間の変更が必要でないと判断した場合は、履行期間の変更を行わない旨の協議に代えることができるものとする。
3. 受注者は、契約書第 22 条第 1 項《受注者の請求による履行期間の延長の条項》の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。
4. 契約書第 23 条第 1 項《発注者の請求による履行期間の短縮等の条項》に基

づき、発注者の請求により履行期限を短縮した場合には、受注者は、速やかに業務工程表を修正し提出しなければならない。

第 124 条 一時中止

1. 契約書第 20 条第 1 項《業務の中止の条項》の規定により、次の各号に該当する場合において、発注者は、受注者に書面をもって通知し、必要と認める期間、業務の全部又は一部を一時中止させるものとする。なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象（以下、「天災等」という。）による業務の中断については、第 127 条臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。
 - (1) 第三者の土地への立ち入り許可が得られない場合
 - (2) 関連する他の業務等の進捗が遅れたため、業務の続行を不相当と認めた場合
 - (3) 環境問題等の発生により業務の続行が不相当又は不可能となった場合
 - (4) 天災等により業務の対象箇所の状態が変動した場合
 - (5) 第三者及びその財産、受注者、使用人等並びに調査職員の安全確保のため必要があると認めた場合
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、発注者が必要と認めた場合
2. 発注者は、受注者が契約図書に違反し、又は調査職員の指示に従わない場合等、調査職員が必要と認めた場合には、業務の全部又は一部の一時中止をさせることができるものとする。
3. 前 2 項の場合において、受注者は業務の現場の保全については、調査職員の指示に従わなければならない。

第 125 条 発注者の賠償責任

発注者は、次の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。

- (1) 契約書第 27 条第 1 項《一般的損害の条項》に規定する一般的損害、契約書第 28 条第 2 項《第三者に及ぼした損害の条項》に規定する第三者に及ぼした損害について、発注者の責に帰すべき損害とされた場合
- (2) 発注者が契約に違反し、その違反により契約の履行が不可能となった場合

第 126 条 受注者の賠償責任

受注者は、次の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。

- (1) 契約書第 27 条第 1 項《一般的損害の条項》に規定する一般的損害、契約書第 28 条第 1 項《第三者に及ぼした損害の条項》に規定する第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべき損害とされた場合

(2) 受注者の責により損害が生じた場合

第 127 条 臨機の措置

1. 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容をすみやかに調査職員に報告しなければならない。
2. 調査職員は、天災等に伴い成果物の品質及び履行期間の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができるものとする。

第 128 条 関係官公庁への手続き等

1. 受注者は、業務の実施に当たっては、発注者が行う関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また、受注者は、業務を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は速やかに行うものとする。
2. 受注者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を調査職員に報告し協議するものとする。

第 129 条 地元関係者との交渉等

1. 契約書第 12 条《地元関係者との交渉等の条項》に定める、地元関係者への説明、交渉等は、発注者又は調査職員が行うものとするが、調査職員の指示がある場合は、受注者はこれに協力するものとする。これらの交渉にあたり、受注者は地元関係者に誠意をもって接しなければならない。
2. 受注者は、業務の実施に当たっては、地元関係者からの質問、疑義に関する説明等を求められた場合には、調査職員の承諾を得てから行うものとし、地元関係者との間に紛争が生じないように努めなければならない。
3. 受注者は、設計図書の定め、あるいは調査職員の指示により地元関係者への説明、交渉等を行う場合には、交渉等の内容を書面により随時、調査職員に報告し、指示があればそれに従うものとする。
4. 受注者は、業務の実施中に発注者が地元協議等を行い、その結果を条件として業務を実施する場合には、設計図書に定めるところにより地元協議等に立ち会いするとともに、説明資料及び記録の作成を行うものとする。
5. 受注者は、前項の地元協議により、既に作成した成果の内容を変更する必要がある場合には、指示に基づいて、変更するものとする。なお、変更に必要な期間及び経費は発注者と協議のうえ定めるものとする。

第 130 条 個人情報の取扱い

1. 基本的事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いにあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 58 号）等関係法令に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2. 秘密の保持

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

3. 取得の制限

受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

4. 利用及び提供の制限

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

5. 複写等の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

6. 再委託の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。

7. 事案発生時における報告

受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、適切な措置を講じなければならない。なお、発注者の指示があった場合はこれに従うものとする。また、契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

8. 資料等の返却等

受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は

受注者が収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。

ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。

9. 管理の確認等

発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

10. 管理体制の整備

受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定め、第 110 条で示す業務計画書に記載するものとする。

11. 従事者への周知

受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第 131 条 行政情報流出防止対策の強化

1. 受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとらなければならない。

2. 受注者は、次の業務における行政情報流出防止対策の基本的事項を遵守しなければならない。(関係法令等の遵守) 行政情報の取り扱いについては、関係法令を遵守するほか、本規定及び発注者の指示する事項を遵守するものとする。(行政情報の目的外使用の禁止) 受注者は、発注者の許可無く本業務の履行に関して取り扱う行政情報を本業務の目的以外に使用してはならない。(社員等に対する指導)

(1) 受注者は、受注者の社員、短時間特別社員、特別臨時作業員、臨時雇い、嘱託及び派遣労働者並びに取締役、相談役及び顧問、その他全ての従業員(以下、「社員等」という。)に対し、行政情報の流出防止対策について、周知徹底を図るものとする。

(2) 受注者は、社員等の退職後においても行政情報の流出防止対策を徹底させるものとする。

(3) 受注者は、発注者が再委託を認めた業務について再委託をする場合には、再委託先業者に対し本規定に準じた行政情報の流出防止対策に関する確認を行うこと。(契約終了時等における行政情報の返却) 受注者は、本業務の履行に関し発注者から提供を受けた行政情報(発注者の許可を得て複製した

行政情報を含む。以下同じ。)については、本業務の実施完了後又は本業務の実施途中において発注者から返還を求められた場合、速やかに直接発注者に返却するものとする。本業務の実施において付加、変更、作成した行政情報についても同様とする。(電子情報の管理体制の確保)

(1) 受注者は、電子情報を適正に管理し、かつ、責務を負う者(以下、「情報管理責任者」という。)を選任及び配置し、第110条で示す業務計画書に記載するものとする。

(2) 受注者は、次の事項に関する電子情報の管理体制を確保しなければならない。

イ 本業務で使用するパソコン等のハード及びソフトに関するセキュリティ対策

ロ 電子情報の保存等に関するセキュリティ対策

ハ 電子情報を移送する際のセキュリティ対策(電子情報の取り扱いに関するセキュリティの確保)受注者は、本業務の実施に際し、情報流出の原因につながる次の行為をしてはならない。

イ 情報管理責任者が使用することを認めたパソコン以外の使用

ロ セキュリティ対策の施されていないパソコンの使用

ハ セキュリティ対策を施さない形式での重要情報の保存

ニ セキュリティ機能のない電磁的記録媒体を使用した重要情報の移送

ホ 情報管理責任者の許可を得ない重要情報の移送(事故の発生時の措置)

(1) 受注者は、本業務の履行に関して取り扱う行政情報について何らかの事由により情報流出事故にあった場合には、速やかに発注者に届け出るものとする。

(2) この場合において、速やかに、事故の原因を明確にし、セキュリティ上の補完措置をとり、事故の再発防止の措置を講ずるものとする。

(3) 発注者は、受注者の行政情報の管理体制等について、必要に応じ、報告を求め、検査確認を行う場合がある。

第132条 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

1. 受注者は、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。

2. 1. により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
3. 1. 及び2. の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。
4. 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議しなければならない。

第133条 保険加入の義務

受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。

第2章 監督に関する補助業務

第2章 監督に関する補助業務

第201条 担当技術者

1. 担当技術者は、第202条で示された業務の適正な履行を確保するため、業務に係わる次の事項について適切に行われなければならない。
 - (1) 業務の実施にあたっては、別に定める「土木工事監督技術基準（案）」等を十分理解し、厳正に実施すること。
 - (2) 業務の実施にあたって、工事受注者又は外部から通知等を受けた場合は、速やかに調査職員にその内容を正確に伝えること。
 - (3) 業務の実施にあたって、工事受注者又は外部への連絡若しくは通知を行う場合は、その内容を正確に相手に伝えること。
 - (4) 業務の実施にあたって、関係法令等、業務対象工事の契約書及び設計図書等の内容を十分理解し、工事現場の状況についても精通しておくこと。
2. 担当技術者は、第202条のうち管理技術者から指示された内容を適正に実施するものとし、設計図書に定めのあるほか、工事受注者に対して指示、又は承諾を行ってはならない。

第202条 業務内容

受注者は、別途特記仕様書に定める工事毎に、次に示す内容を行うものとする。

1. 業務対象工事の契約の履行に必要な資料作成等
 - (1) 受注者は、工事の設計図書等に基づく工事受注者に対する「指示、協議に必要な資料（構造計算、比較設計、詳細な構造図等は除く）の作成」を行い、提出するものとする。
 - (2) 受注者は、工事受注者から提出（提出、承諾及び協議事項）された資料と設計図書との照合を行い、報告するものとする。
 - (3) 受注者は、次の各号に掲げる項目がある場合は、現地の確認及び調査並びに検討に必要な資料（構造計算、比較設計、詳細な構造図等は除く）の作成を行い、その結果を報告又は提出するものとする。
 - イ 設計図書が現場条件と一致しないこと。
 - ロ 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
 - ハ 設計図書の表示が明確でないこと。
 - ニ 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
 - ホ 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない

特別な状態が生じたこと。

ハ 工事を一時中止し、又は打ち切る必要があると認められる場合。

- (4) 受注者は、工事の設計変更若しくは契約担当者等への報告事項に必要な調査、簡易な測量及び図書等の資料（構造計算、比較設計、詳細な構造図等は除く）作成を行い、提出するものとする。
2. 業務対象工事の施工状況の照合等
 - (1) 受注者は、使用材料（支給材料等を含む。）について設計図書との照合を行い、その結果を報告するものとする。
 - (2) 受注者は、施工状況（段階確認）について設計図書との照合を行い、その結果を報告するものとする。
 - (3) 受注者は、施工状況を把握し、その結果を報告するものとし、現場で照合等を行い設計図書等に適合しない場合は、その旨を工事受注者に伝えるとともに、その結果を報告するものとする。
 - (4) 受注者は、不可視部分や重要構造物の段階確認等について、結果を速やかに報告するものとする。
 - (5) 受注者は、完成検査等の受験書類について指示・協議・提出等の資料の照合を行うものとする。
3. 地元及び関係機関との協議・調整に必要な資料の作成受注者は、地元若しくは関係機関との協議・調整に必要な簡易な測量、調査、資料（構造計算、比較設計、詳細な構造図等は除く）の作成及び立ち会いを行い、その結果を報告又は提出するものとする。
4. 工事検査等への臨場
受注者は、調査職員の指示に従い、工事監督職員のもと、完成検査、一部完成検査、既済部分検査、中間検査に臨場するものとする。
5. 設計等に関する業務
受注者は、設計、工事の積算及び予算に関する資料等の作成を行い、その結果を提出するものとする。
6. その他
受注者は、上記各条項において工事契約上重大な事案等が発見された場合は、遅滞なく報告するものとする。災害発生時及び、その恐れがある場合など緊急時においては調査職員の指示により、情報の収集等を行うものとする。

第 203 条 管理技術者の行う業務

管理技術者は、第 105 条に示す業務のほかに、次に示す業務を実施しなければならない。

1. 工事管理

管理技術者は、対象工事毎に契約内容、工事特性、施工概要、設計変更関連資料等を把握・確認しなければならない。

第 204 条 業務委託証明書

受注者は、業務を行う担当技術者等の業務委託証明書発行申請書を調査職員に提出し、業務委託証明書発行の確認を受けなければならない。なお、担当技術者は業務委託証明書を携帯し業務にあたらなければならない。

第 205 条 報告

1. 受注者は、次に挙げる事項を記入した業務報告書を作成し、調査職員に月毎にとりまとめて書面で提出するものとする。
 - (1) 実施した業務の内容
 - (2) その他必要事項
2. 業務完了時においても業務の対象となる事業が継続している、若しくは対外調整が未了である場合など、業務完了時点において継続して処理すべき事項がある場合は、次の項目を調査職員に書面（引継事項記載書）で提出するものとする。
 - (1) 業務実施にあたり留意すべき点（施工条件、沿道状況、地元との協議内容等）
 - (2) 業務完了時における施工状況、地元協議・調整等の状況

第 206 条 成果物

業務の成果物は、次のとおりとする。

- (1) 業務報告書
- (2) 引継事項記載書

第 207 条 業務区分

業務の区分は原則として下表のとおりとする。

内 容	調査職員	受注者
1 設計照査		
①設計図の照査	○	◎
②材料表の照査	○	◎
2 工事全体計画		
①関係諸官庁折衝	◎	○
②地主地元折衝	◎	○
③全体工事施工工程の検討	○	◎
3 書類の整理		
①工事請負契約に関する書類	◎	○
②工事施工状況に関する書類		
(1) 施工計画書の検討	○	◎
(2) 現場工事日誌	○	◎
(3) 工事確認記録表	○	◎
(4) 材料検査結果綴	○	◎
(5) 品質管理資料綴	○	◎
(6) 材料支給簿	○	◎
(7) その他施工管理に必要な書類及び帳簿	○	◎
4 工事の監理		
①着工の打合わせ	○	◎
②仮設物の設置承諾	◎	○
③設置図書と工事現場の状態一致	○	◎
④施工の立ち会い又は確認	○	◎
⑤材料検査	○	◎
⑥改造命令	◎	○
⑦破壊検査	◎	○
5 設計関係	◎	○

⑧貸与品及び支給材料の取扱い	○	◎
⑨工事の変更、中止等	◎	○
⑩臨機の設置	◎	◎
⑪施工図関係	○	◎
受注者 ◎  調査職員 ○	受注者が主体性をもってすべてを実施したものを調査職員がチェックする方法	
受注者 ○  調査職員 ◎	調査職員が主として実施するが、その際、受注者は調査職員の指示により補助作業を行う事項	
受注者 ◎  調査職員 ◎	双方共、主体性をもって実施する事項	

第 208 条 施工計画書

受注者は、工事受注者から提出された施工計画書（工程計画、現場組織、機械の搬入及び使用計画、仮設備施工法、安全施工管理ならびに災害体制等）を詳細に検討しその結果を調査職員に報告するものとする。

第 209 条 工程管理図

受注者は、工事受注者が工事の進捗状況を記入した工程管理図に注意し、工事が遅延するおそれがあれば、遅延なく調査職員に報告するものとする。

第 210 条 立ち会い

受注者は、工事完成後外面から明視することができない工事、又は施工の進行過程を記録写真等書類的な方法ではその状況を把握することが十分でない工事等については、現場で立ち会い、設計図書に適合しない場合は工事受注者に伝えるとともに、その結果を調査職員に報告するものとする。

第 211 条 検 測

受注者は、請負工事の施工状況について現地で検測を行いその品質又は出来形が設計図書等に適合しない場合は、その旨を工事受注者に伝えるとともにその結果を調査職員に報告するものとする。

第 212 条 材料検査等

受注者は、調査職員の指示により工事受注者が提出する材料試験結果を検討するほか、材料試験に立ち会い、又は材料検査を実施し、設計図書との照合を行い、その結果を調査職員に報告するものとする。

第 213 条 品質管理

受注者は、工事受注者が仕様書に定められた品質管理試験を忠実に実行しているか確認し、その結果を調査職員に報告しなければならない。

第 214 条 工事受注者に対する支給品等

1. 受注者は、委託者が工事受注者に対して支給し、又は貸与する物品についてその都度別に定める事項を記入した受領書又は借用書を工事受注者から徴して調査職員に提出すること又その物品の状況を報告すること。
2. 受注者は、工事受注者から委託者に貸与品の返還があった場合は、工事受注者から別に定める事項を記入した返還書を工事受注者から徴して調査職員に提出すること又その物品の状況を報告すること。

第 215 条 工事現場発生品

受注者は、請負工事の施工によって生じた現場発生品について、工事受注者の提出する調書を照査して調査職員に報告すること。

第 216 条 事故報告

受注者は、業務中に事故が発生した場合は、速やかにその状況を調査職員に報告すること。

第 217 条 書面での報告

第 2 章（監督に関する補助業務）の各条にいう書面で調査職員に報告するとは、業務報告書によるものとする。

